

令和2年第4回定例会
赤井川村議会会議録
第1日（令和2年12月17日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸般の報告
第 4 決算特別委員会 認定第1号 令和元年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定に
委員長報告 について
第 5 認定第2号 令和元年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算の認定について
第 6 認定第3号 令和元年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出
決算の認定について
第 7 認定第4号 令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計
歳入歳出決算の認定について
第 8 認定第5号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
第 9 認定第6号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決
算の認定について
第10 議案第57号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
第11 議案第58号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例案について
第12 議案第59号 赤井川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案に
ついて
第13 議案第60号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第8号）
第14 議案第61号 令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第15 議案第62号 令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第16 議案第63号 令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第
2号）
第17 議案第64号 令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
全員で構成する予算特別委員会の設置
第18 一般質問
追加日程
第 1 予算特別委員会 議案第60号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第8号）
第 2 委員長報告 議案第61号 令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正

- 予算（第2号）
- 第 3 議案第62号 令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 4 議案第63号 令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第64号 令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 6 総務開発常任委員会委員長申出 閉会中の継続調査申出書
- 第 7 議会運営委員会委員長申出 閉会中の継続調査申出書

◎出席議員（8名）

| | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|----|---|----|---|---|---|---|---|
| 1番 | 連 | 茂 | 君 | 2番 | 曾 | 根 | 敏 | 明 | 君 | | |
| 3番 | 辻 | 康 | 君 | 4番 | 能 | 登 | ゆ | う | 君 | | |
| 5番 | 湯 | 澤 | 幸 | 敏 | 君 | 6番 | 川 | 人 | 孝 | 則 | 君 |
| 7番 | 山 | 口 | 芳 | 之 | 君 | 8番 | 岩 | 井 | 英 | 明 | 君 |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 村 | 長 | 馬 | 場 | 希 | 君 | | | | | |
| 副 | 村 | 長 | 大 | 石 | 和 | 朗 | 君 | | | |
| 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 小 | 畑 | 信 | 幸 | 君 | |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 高 | 松 | 重 | 和 | 君 | | |
| 保 | 健 | 福 | 祉 | 課 | 長 | 藤 | 田 | 俊 | 幸 | 君 |
| 介 | 護 | 保 | 険 | 課 | 長 | 神 | 信 | 弘 | 君 | |
| 産 | 業 | 課 | 長 | 秋 | 元 | 千 | 春 | 君 | | |
| 建 | 設 | 課 | 長 | 今 | 城 | 豪 | 君 | | | |
| 教 | 育 | 長 | 根 | 井 | 朗 | 夫 | 君 | | | |
| 教 | 育 | 委 | 員 | 会 | 次 | 長 | 谷 | 早 | 苗 | 君 |
| 代 | 表 | 監 | 査 | 委 | 員 | 大 | 西 | 敏 | 典 | 君 |

◎議会事務局

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 瀬 | 戸 | 雅 | 哉 | 君 |
| 書 | 記 | 伊 | 藤 | 秋 | 恵 | 君 | | |

(午前10時00開会)

◎開会宣告

- 議長（岩井英明君） ただいまの出席議員数は8名です。
定足数に達しておりますので、令和2年第4回赤井川村議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

- 議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。
今期定例会に提出されました案件は、議案8件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。
今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において5番、湯澤幸敏君及び6番、川人孝則君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月18日までの2日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から12月18日までの2日間と決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思っております。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきますと思っておりますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思っております。

第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり、説明員の出席を求めているので、報告いたします。

第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和2年11月分の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、2ページとして配付いたしております。

第3に、去る11月25日に第64回町村議会議長全国大会及び第45回豪雪地帯町村議会議長全国大会がそれぞれ開催され、3ページから9ページに配付いたしておりますので、決議がなされましたので、ご報告申し上げます。

続きまして、村長より行政報告を行います。

村長より報告を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） おはようございます。それでは、行政報告を4点させていただきます。

まず、1ページ目をお開きください。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の執行状況についてということでございます。読み上げながらご報告をさせていただきます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした感染症拡大防止、雇用維持、事業継続、経済活動の回復、強靱な経済活動の構築に向けた各種事業の執行状況、11月末現在についてご報告いたします。

まず、1ページ目からはそれぞれ総務費、民生費、あと農林水産業費、次ページに入りまして、商工費、土木費、消防費で、3ページに入りまして、教育費とそれぞれ上段が予算額、下段が決算見込みというような形で整理をさせていただいております。3ページの集計というところで、これにつきましては交付金の歳入としまして臨時交付金、それぞれ一次配分、二次配分、三次配分ということで合計1億3,078万円が歳入見込みということになってございます。支出につきましては、執行見込みベースで2億2,373万8,000円、財源内訳は下記のとおりというふうになっておりますので、今まだ事業継続している部分もあったり、光ファイバーの導入についても一応繰越しの予定で今事業を進めているというようなこともありますので、今現在の状況ということで押さえていただければなというふうに思います。

続きまして、2点目、4ページ目に入ります。ふるさと納税の状況についてでございます。昨年6月よりふるさと納税指定制度が導入され、本年10月に総務省による指定更新を受け、ふるさと納税制度の運用を行っております。新型コロナウイルス感染症という特殊な環境下ではあるものの、全国各地から多くのふるさと納税、寄附金が寄せられておりますので、令和2年11月末現在の状況についてご報告いたします。

まず、1として、下の表を御覧いただきたいと思っております。本年4月から11月末時点での申込み状況は、昨年度受入れ実績に近い2億円を超える状況となっており、前年度比200%の状況で推移しております。2として、下の表を御覧ください。ふるさと納税受入れ実績の推移としまして、平成28年度よりポータルサイトを活用したふるさと納税の募集を展開し、平成28年度実績5,738万円から令和元年度実績2億2,000万円と3.8倍に拡大しています。全国的なふるさと納税制度の認知度の向上をはじめ地域特産品であるお礼の品に対する魅力、村という小さな自治体を応援しようとする心理など様々な要因があると推測しております。

続きまして、5ページ目に入ります。3として、ふるさと納税の使途意向ということで、下の表を御覧ください。令和2年4月11日から11月末時点の申込み件数比率による寄附金使途の意向は表のように、グラフのようになっております。一番多い50%については子育て環境への支援、以下新規就農育成への支援、美しい村づくりの支援、高齢者の健康づくりの支援、村にお任せというような順でそれぞれ使途意向が示されてございます。

4として、お礼の品の状況でございます。令和元年12月から令和2年11月までの希望するお礼の品の状況については次のとおりとなっておりますということで、バターの割合が57%ということで半分以上、続いてアスパラ、お米、畜産加工品というふうな順でお礼品の状況となっております。

続きまして、5番目、ふるさと納税継続率でございます。昨年ふるさと納税を行い、本年も継続して赤井川村へふるさと納税を行った寄附者は、寄附者全体の17%近くとなっており、寄附継続率は高い状況で推移しています。引き続きふるさと納税現地交流会をはじめとする各種交流活動や効果的なPR活動に取り組むこととしておりますということで、11月末現在の状況についてご報告させていただきます。

続きまして、6ページ目に入ります。北海道中央バス赤井川線の存廃協議についてでございます。村内唯一の公共交通機関として常盤地区から余市駅前までを結ぶ北海道中央バス赤井川線につきましては、12月3日に開催されました赤井川村地域公共交通活性化協議会において人口減少や少子化による利用者の減少に加え、バス乗員不足の深刻化など路線維持に関わる社会環境の変化により令和4年、2022年3月末を目途とした赤井川線の存廃協議の開始について要請がありました。村としても平成28年度より利用促進策を進めてきましたが、現下の社会情勢を鑑み、国や北海道、地域事業者をはじめ地域公共交通活性化協議会と連携を図り、地域資源の総動員による利便性の高い地域公共交通の実現に向けて存廃協議に取り組んでいくこととしましたので、ご報告を申し上げます。

なお、下の表につきましてはそれぞれ中央バス、村の公共交通バスの、村バスの利用状況について記載してございますので、後ほど御覧いただければなというふうに思います。

続きまして、7ページ、最後のページになります。令和2年9月1日以降工事発注状況についてでございます。9月3日の防災用発電機購入事業から11月11日の空調設備（空調洗浄）設置事業まで12件について発注をしておりますので、後ほどご高覧いただければなというふうに思います。

以上、4点について行政報告をさせていただきました。よろしくお願いたします。
○議長（岩井英明君） ただいまの行政報告に関し、確認の意味を含め質疑もあろうかと思いますが、後ほど設置予定の予算特別委員会の中で時間を設けたいと考えておりますので、以上で行政報告を終了いたします。

◎日程第4ないし日程第9 決算特別委員会委員長報告

○議長（岩井英明君） 次に、日程第4、日程第5、日程第6、日程第7、日程第8及び日程第9、決算特別委員会委員長報告を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山口決算特別委員会委員長。

○決算特別委員会委員長（山口芳之君） 決算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された認定第1号 令和元年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定に

ついて及び認定第2号 令和元年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第3号 令和元年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第4号 令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第5号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第6号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（岩井英明君） 委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

山口委員長、自席へお戻りください。

討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号 令和元年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、認定第1号 令和元年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 令和元年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、認定第2号 令和元年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 令和元年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ

いてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、認定第3号 令和元年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、認定第4号 令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、認定第5号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、認定第6号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第10 議案第57号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第10、議案第57号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第57号についてご説明いたします。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません。改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第57号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年12月17日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税の改正部分につきましては令和3年1月1日から施行されることから、この条例を改正しようとするものであります。

議案6ページ目をお開きください。今回の国民健康保険税条例の改正につきましては、先ほど申しあげました地方税法施行令の改正に伴うもので、総務省から示される条例例に沿って条例改正を行っております。

第23条の改正は、個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準の改正であり、現行33万円の軽減判定所得基準を43万円に引き上げる改正となっており、対象となる世帯が限られているため影響は少ないものとなっております。

次に、附則第2項の改正につきましては、法改正に伴う規定の整備となっております。

以上、ご説明いたしますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第57号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第57号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第58号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第11、議案第58号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第58号については、総務課所管分と教育委員会所管分の改正となっております、私のほうからご説明させていただきます。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第58号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年12月17日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正されたことに伴う投票所の投票管理者等の報酬の改定及び令和3年2月より小中学校へ学校運営協議会を設置するに当たり学校運営協議会委員の報酬について整備する必要があるため、この条例を改正しようとするものであります。

議案6ページ目をお開きください。改正条例案第1条は、投票所の投票管理者等の報酬日額を選挙執行経費基準法に規定する額へと改正するもので、公布の日から施行するものとしております。報酬の額につきましては、国の基準どおりということになっております。

次のページをお開きください。改正条例案第2条では、学校運営協議会を小中学校へ設置するに当たり委員報酬を新たに規定し、会長、日額7,500円、委員、日額6,500円とし、令和3年2月1日から施行するものとしております。

また、改正条例案第3条では、先ほどの学校運営協議会の設置により現行の学校評議員制度が移行されるため報酬の規定を削除するもので、施行年月日を令和3年4月1日とするものです。

以上、ご説明いたしますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し

上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論についても省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第58号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第58号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第58号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第12 議案第59号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第12、議案第59号 赤井川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤田保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私からただいま上程をいただきました議案第59号について説明をさせていただきます。

なお、条例文の朗読はいたしません、改正点につきましては改正要点資料に沿って説明をさせていただきます。

議案第59号 赤井川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。令和2年12月17日提出、赤井川村長。

理由としましては、消費税法等の一部を改正する法律による租税特別措置法の改正に伴い、この条例を改正しようとするものです。

3ページを御覧ください。要点を示しておりますが、こちらは法改正による文言整理となっておりますので、本改正による影響は特にございませぬ。

以上でございますので、ご審議いただき、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

以上、保健福祉課所管の条例に関する説明を終わらせていただきます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号 赤井川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第59号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第59号 赤井川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第13 議案第60号ないし日程第17 議案第64号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第13、議案第60号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

この際、日程第13、議案第60号から日程第17、議案第64号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第60号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第8号）、日程第14、議案第61号 令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第15、議案第62号 令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第16、議案第63号 令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第17、議案第64号 令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、補正予算書の説明に入らせていただきます。

まずは、令和2年度赤井川村一般会計補正予算書（第8号）でございます。

1 ページ目をお開きください。議案第60号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第8号）。

令和2年度赤井川村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,542万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,947万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年12月17日提出、赤井川村長。

続きまして、2ページ目に入ります。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1款村税、既定額から631万円を減じ、3億3,792万3,000円にしようとするものでございます。6項入湯税の減でございます。

12款分担金及び負担金、既定額に25万円を追加し、184万9,000円にしようとするものでございます。1項負担金の増でございます。

13款使用料及び手数料、既定額から28万3,000円を減じ、3,183万3,000円にしようとするものです。1項使用料での減額でございます。

14款国庫支出金、既定額から344万2,000円を減じ、4億7,322万円にしようとするものです。1項国庫負担金で284万7,000円の増、2項国庫補助金で628万9,000円の減でございます。

15款道支出金、既定額に82万3,000円を追加し、6,658万2,000円にしようとするものでございます。1項道負担金で106万4,000円の追加、2項道補助金で78万1,000円の減でございます。

16款財産収入、既定額に598万1,000円を追加し、1,430万円にしようとするものでございます。1項財産運用収入で31万9,000円の増額、2項財産売払収入で566万2,000円の増額でございます。

17款寄附金、既定額に1億円を追加し、3億5万2,000円にしようとするものです。1項寄附金の増でございます。

18款繰入金、既定額から4,700万円を減じ、3億662万5,000円にしようとするものです。2項基金繰入金の減でございます。

3 ページ目に入ります。20款諸収入、既定額に1,000円を追加し、5,837万8,000円に、4項雑入の増でございます。

21款村債、既定額から460万円を減じ、2億8,855万7,000円にしようとするものです。1項村債の減でございます。

歳入合計、既定額に4,542万円を追加し、29億3,947万4,000円にしようとするものでござ

います。

続いて、4ページ目に入ります。歳出、1款議会費、既定額から12万円を減額し、4,852万3,000円にしようとするものです。1項の議会費の減です。

2款総務費、既定額に5,632万5,000円を追加し、7億9,134万6,000円にしようとするものでございます。1項総務管理費で5,609万5,000円の増、2項徴税費で3万7,000円の減、3項戸籍住民基本台帳費で5万8,000円の増、4項選挙費で20万9,000円の増でございます。

3款民生費、既定額から240万4,000円を減じ、3億7,482万6,000円にしようとするものです。1項の社会福祉費で553万6,000円の減、2項児童福祉費で313万2,000円の増でございます。

4款衛生費、既定額に86万9,000円を追加し、2億6,488万8,000円にしようとするものです。1項保健衛生費で86万9,000円の増でございます。

5款農林水産業費、既定額から158万7,000円を減じ、1億3,906万8,000円にしようとするものでございます。1項農業費の減でございます。

6款商工費、既定額から524万1,000円を減じ、1億3,583万5,000円にしようとするものです。1項商工費の減です。

7款土木費、既定額に462万8,000円を追加し、4億4,267万4,000円にしようとするものです。1項土木管理費で2万1,000円の減、2項道路橋梁費で118万円の増、3項河川費で27万5,000円の減、4項住宅費で380万6,000円の増でございます。

続いて、8款消防費、既定額から27万5,000円を減じ、2億1,484万1,000円にしようとするものです。1項消防費の減でございます。

9款教育費、既定額から46万9,000円を減じ、2億2,579万3,000円にしようとするものです。1項教育総務費で28万8,000円の減、2項小学校費で9万5,000円の減、3項中学校費で158万9,000円の増、4項社会教育費で104万4,000円の減、5項保健体育費で63万1,000円の減となっております。

11款予備費、既定額から630万6,000円を減じ、7,005万3,000円にしようとするものでございます。1項予備費の減額でございます。

歳出合計、既定額に4,542万円を追加し、歳入同額の29億3,947万4,000円にしようとするものでございます。

続きまして、6ページ目に入ります。第2表、地方債補正でございます。まずは、過疎対策事業債で、変更部分のみを計上させていただきます。まずは、富田線道路改良工事として1,980万円を1,770万円、橋梁長寿命化事業としまして3,050万円を3,230万円に、赤井川高原道路街路灯LED化工事で300万円を皆減に、続きまして合計1億7,350万円を1億7,020万円にしようとするものでございます。続いて、緊急防災・減災事業債でございます。変更の部分のみを朗読します。健康支援センターWi-Fi設置工事で150万円を60万円にしようとするものでございます。合計で4,840万円を4,750万円にしようとするものです。

続きまして、7ページ目に入ります。緊急しゅんせつ推進事業債で、滝の川河川整備工

事、補正前はゼロ円で、新たに240万円を計上させていただきます。

続きまして、公営住宅建設事業債、村営緑丘団地全面的改善工事等で補正前3,370万円を補正後3,090万円にしようとするものでございます。

合計2億9,315万7,000円を2億8,855万7,000円にしようとするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同様ということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上、一般会計補正予算書（第8号）についてのご説明を終了させていただきます。詳細については、副村長以下でご説明をさせていただきます。

続きまして、令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）に入ります。1ページ目をお開きください。議案第61号 令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度赤井川村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入予算の補正、第1条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和2年12月17日提出、赤井川村長。

2ページ目をお開きください。本会計については、歳入の補正となっております。3款国庫支出金、既定額に11万2,000円を追加し、11万2,000円に、1項の国庫補助金の追加でございます。

4款繰入金、既定額から11万2,000円を減じ、1,282万3,000円にしようとするものでございます。1項の一般会計の繰入金の減でございます。

歳入合計、既定額に増減なしとして、補正前同額の2,116万7,000円となっております。

詳細につきましては、担当課長より説明をしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）でございます。

1ページ目をお開きください。議案第62号 令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度赤井川村の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ247万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,913万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月17日提出、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きください。歳入でございます。4款繰入金、既定額から734万3,000円を減じ、2,828万円にしようとするものでございます。1項の他会計繰入金の

減でございます。

5 款繰越金、既定額に490万6,000円を追加し、490万7,000円にしようとするものです。

1 項の繰越金の増でございます。

歳入合計、既定額から243万7,000円を減じ、5,913万8,000円にしようとするものでございます。

3 ページ目に入ります。歳出、1 款総務費、既定額から243万7,000円を減じ、5,843万円にしようとするものでございます。1 項総務管理費の減でございます。

歳出合計、既定額から243万7,000円を減じ、歳入同額の5,913万8,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願いたします。

続きまして、令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算書（第2号）でございます。

1 ページ目をお開きください。議案第63号 令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度赤井川村の介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ83万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,821万6,000円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月17日提出、赤井川村長。

2 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1 款サービス収入、既定額から335万5,000円を減じ、1,115万6,000円にしようとするものです。1 項介護給付費収入で309万4,000円の減、2 項介護予防・日常生活支援総合事業費収入で1万4,000円の増、3 項自己負担金収入で27万5,000円の減となっております。

3 款繰入金、既定額に279万2,000円を加えて、3,587万6,000円にしようとするものです。1 項の一般会計繰入金の増でございます。

5 款諸収入、既定額から27万2,000円を減じ、80万6,000円にしようとするものでございます。1 項雑入の減でございます。

歳入合計、既定額から83万5,000円を減じ、4,821万6,000円にしようとするものでございます。

3 ページ、歳出でございます。1 款総務費、既定額から65万4,000円を減じ、4,360万2,000円にしようとするものでございます。1 項施設管理費の減でございます。

2 款事業費、既定額から18万1,000円を減じ、451万4,000円にしようとするものでございます。1 項サービス事業費の減でございます。

歳出合計、既定額から83万5,000円を減じ、歳入同額の4,821万6,000円にしようとするも

のでございます。

詳細については、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

最後になります。令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算書（第4号）でございます。

1 ページ目をお開きください。議案第64号 令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）。

令和2年度赤井川村の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,096万5,000円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年12月17日提出、赤井川村長。

それでは、2 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、1 款事業収入、既定額から1,780万円を減じ、3,782万2,000円にしようとするものでございます。1 項使用料の減でございます。

5 款村債、既定額に2,000万円を追加し、2,300万円にしようとするものでございます。1 項村債の増でございます。

歳入合計、既定額に220万円を追加し、9,096万5,000円にしようとするものでございます。

3 ページ目に入ります。歳出、1 款総務費、既定額に46万円を追加し、944万4,000円にしようとするものでございます。1 項総務管理費の増額です。

2 款営繕費、既定額に174万円を追加し、6,962万5,000円にしようとするものでございます。1 項の営繕費の増でございます。

歳出合計、既定額に220万円を追加し、歳入と同額の9,096万5,000円にしようとするものでございます。

続きまして、4 ページ目に入ります。第2表、地方債補正でございます。変更部分のみご説明をさせていただきます。簡易水道事業債のうち特別減収対策企業債としまして、補正前はゼロでございますけれども、補正後に2,000万円の追加ということで企業債を導入したいというふうに考えてございます。

合計としまして300万円を2,300万円に変更するというものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同様でございますので、よろしく願いいたします。

詳細については、担当課長より説明をさせますので、よろしく願いします。

以上で補正予算書の説明を終了させていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしく願いいたします。

○議長（岩井英明君） 大石副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、令和2年度一般会計補正予算（第8号）の歳入についてのご説明をさせていただきます。

なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書の10ページ目をお開き願いたいと思います。1款村税、6項入湯税、1目入湯税、既定額から631万円を減じ、213万8,000円にしようとするものでございます。内訳は、観光施設の宿泊者及び日帰り客の減少による減額でございます。

続いて、11ページです。12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、既定額に25万円を追加し、184万9,000円にしようとするものでございます。内訳は、各施設の利用者の増減による増額及び減額でございます。

続いて、12ページでございます。13款使用料及び手数料、1項使用料、4目商工使用料、既定額から28万3,000円を減じ、105万1,000円にしようとするものでございます。内訳は、都運動公園及びびみやこ公園利用者の減による減額でございます。

次に、13ページでございます。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、既定額に484万7,000円を追加し、3,932万1,000円にしようとするものでございます。内訳は、広域入所児童2名の増による増額でございます。

同じく13ページ中段、14款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、既定額から497万7,000円を減じ、3億676万9,000円にしようとするものでございます。内訳は、特別定額給付金の額が確定したことによる減額でございます。

同じく13ページ下段、14款2項4目土木費国庫補助金、既定額から131万2,000円を減じ、1億1,674万2,000円にしようとするものでございます。内訳は、公的賃貸住宅等家賃低廉化事業交付金につきましては入居者の変動による増額、公営事業等のストック総合改善事業交付金につきましては工事入札の執行残による減額でございます。

続いて、14ページです。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、既定額に160万4,000円を追加し、2,571万7,000円にしようとするものでございます。内訳につきましては、国庫負担金同様、広域入所児童の増による増額でございます。

同じく14ページ中段、15款2項道補助金、2目民生費道補助金、既定額から2,000円を減じ、195万1,000円にしようとするものでございます。内訳は、補助金額の確定による減額でございます。

同じく14ページ下段、15款2項4目農林水産業費道補助金、既定額から77万9,000円を減じ、2,933万5,000円にしようとするものでございます。内訳は、補助金額の確定による増額及び減額でございます。

続いて、15ページです。16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、既定額に31万9,000円を追加し、836万4,000円にしようとするものでございます。内訳は、北海道新幹線工事に係る鉄建JVへの村営住宅、都むらさきやしお棟の敷地の貸付け及び大成JVに既に貸付けをしております村有地についての更新によるものの増額でございます。

同じく15ページ中段、16款2項財産売払収入、1目不動産売払収入、既定額に566万2,000円を追加し、566万3,000円にしようとするものでございます。内訳は、北海道新幹線工事の対策土受入れ地に係る立木補償によるものでございます。

次に、16ページに移ります。17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、既定額に1億円を追加し、3億5万1,000円にしようとするものでございます。内訳は、ふるさと寄附金、ふるさと納税の額の増によるものでございます。ふるさと納税につきましては、本年11月末で、先ほどご説明申し上げましたが、前年度比約200%と好調であることを併せてご報告させていただきます。

続いて、17ページです。18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、既定額から5,000万円を減じ、1億7,100万円にしようとするものでございます。内訳は、ふるさと納税の増などにより財源不足に対する補填分の縮小が見込まれることによる減額でございます。

同じく17ページ中段、18款2項4目移住・定住支援事業基金繰入金、既定額に300万円を追加し、600万円にしようとするものでございます。内訳は、個人住宅建設予定者1件の増による増額でございます。

次に、18ページに移ります。20款諸収入、4項雑入、6目雑入、既定額に1,000円を追加し、1,987万5,000円にしようとするものでございます。内訳は、令和元年度決算に伴う後志教育研修センター組合負担金精算還付金を新規に計上することによる増額でございます。

続いて、19ページに移ります。21款村債、1項村債、1目過疎対策事業債、既定額から330万円を減じ、1億7,020万円にしようとするものでございます。内訳は、富田線道路改良工事につきましては工事費の確定による減額、橋梁長寿命化事業につきましては補助対象事業費の拡大による増額、高原道路街路灯LED化工事につきましては起債対象外となったことによる皆減でございます。

同じく19ページ中段、21款1項4目緊急防災・減災事業債、既定額から90万を減じ、4,750万円にしようとするものでございます。内訳は、健康支援センターWi-Fi設置工事の工事費確定による減額でございます。

同じく19ページ中段、21款1項5目緊急しゅんせつ推進事業債240万円の新規計上でございます。内訳につきましては、滝の川河川整備工事が起債対象となったことによる新規計上でございます。ちなみに、歳出につきましては既に予算計上済みであるために、その財源の変更ということになります。

同じく19ページ下段、21款1項6目公営住宅建設事業債、既定額から280万円を減じ、3,090万円にしようとするものでございます。内訳は、村営緑丘団地全面的改善工事の工事費の確定に伴う減額でございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） それでは、議会費及び総務課歳出予算についてご説明させていただきます。

引き続き20ページ目をお開きください。3、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、既定額から12万円を減額し、4,852万3,000円にしようとするもので、人事院勧告に基づく期末手当及び職員共済費の減額を行うものです。

次のページにお進みください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に6,098万5,000円を追加し、3億5,241万2,000円にしようとするものです。主な補正内容は、先ほどの歳入説明にもありましたが、ふるさと納税の増加に伴う返礼品等の費用として、7節報償費に5,000万円、11節役務費に1,100万円を増額しようとするものです。

次に、4目財産管理費につきましては、歳入説明にもありましたが、土地、建物収入の増加に伴う財源内訳の変更となっております。

続きまして、下段から次のページへ進みます。6目諸費、既定額に44万5,000円を追加し、144万5,000円にしようとするもので、法人村民税等の還付が見込まれるため増額をしようとするものです。

続きまして、8目企画費、既定額から35万8,000円を減額し、2億58万8,000円にしようとするものです。主な補正内容は、期末手当の減額に伴う職員人件費の減額とコロナ対策による庁舎テレワーク環境整備事業委託料の執行残の減額及び総合計画策定審議会委員報酬の増額となっております。

次に、13目特別定額給付金事業費、既定額から497万7,000円を減額し、1億1,852万3,000円にしようとするもので、コロナ対策による特別定額給付金事業が終了したことによる執行残の減額となっております。

続きまして、23ページ目へ移ります。2款2項徴税费、1目税務総務費、既定額から3万7,000円を減額し、1,386万4,000円にしようとするもので、期末手当の減額に伴い職員人件費を減額するものです。

続きまして、2款3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、既定額から3万2,000円を減額し、3,800万7,000円にしようとするもので、これも職員人件費を減額するものです。

次のページへ移ります。2目国民年金費、既定額に9万円を追加し、59万6,000円にしようとするもので、昨年度交付を受けた年金生活者支援事務取扱交付金を精算に基づき返還するものです。

続きまして、2款4項選挙費、1目選挙管理委員会費、既定額に20万9,000円を追加し、119万円にしようとするもので、コロナ対策として来年秋までに実施される衆議院議員総選挙に備えるべく投票所での密接を避けるため投票記載台を新たに4台追加し、購入するものです。

続きまして、43ページ目へ移ります。8款消防費、1項消防費、1目分担金及び交付金、既定額に71万円を追加し、1億5,818万3,000円にしようとするもので、主な補正内容は職

員人件費の増額と事務用パソコンを更新するための費用の計上となっております。

次に、2目災害対策費、既定額から98万5,000円を減額し、5,665万8,000円にしようとするものです。主な補正内容は、避難所であります健康支援センターの避難施設Wi-Fi設置工事並びにコロナ対策による避難所災害資機材購入の執行残を減額しようとするものです。

続きまして、49ページ目に移ります。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から630万6,000円を減額し、7,005万3,000円にしようとするもので、これは全体予算の歳入歳出の調整を取るための予備費の計上でございます。

なお、終わりになりますが、50ページ以降に補正予算に係る給与費明細書を添付しておりますことを申し上げ、議会費及び総務課所管歳出予算についてのご説明といたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 藤田保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私から保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明をさせていただきます。

25ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、既定額から587万1,000円を減額し、1億1,833万6,000円にしようとするものです。内訳は、人勸による人件費の減額のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により社会福祉民生委員費での研修中止によるバス借上げ料の皆減、住民活動費での社会を明るくする運動の中止及び生活指導連絡協議会の活動ができなかったことに伴い、関連する予算が皆減となっているものです。また、19節扶助費で178万9,000円の増、これは透析患者の入院が1件発生したことが主な理由となっております。27節繰出金で734万3,000円の減、これは国保特別会計の繰入金予算額減に伴うものとなっております。

続きまして、26ページをお開きください。2目老人福祉費、既定額から17万7,000円を減額し、5,243万8,000円にしようとするものです。内訳は、13節使用料及び賃借料で49万9,000円の減、主な理由としては悠楽学園大学の宿泊研修が新型コロナウイルスの影響により実施できなかったことに伴い減額となるもののほか、同じく新型コロナウイルス感染症の影響により敬老会の会場が例年の生活改善センターからキロロリゾートに変更となりましたが、その際送迎バスをキロロリゾートに無料で運行していただけたことから、当初予定していたバス借上げ料を皆減とするものとなっております。19節扶助費で247万円の減、これは敬老年金の執行残を整理するもののほか、老人福祉施設入所者が1名亡くなられたことに伴い措置費が減額となっているものです。27節繰出金で279万2,000円の増、これは介護保険サービス事業特別会計の繰入金予算額増に伴うものとなっております。

3目重度心身障害者並びにひとり親家庭等医療費、既定額に7万7,000円を追加し、233万6,000円にしようとするものです。内訳は、実績に基づく推計により不足が見込まれる経費をそれぞれ追加するものとなっております。

次に、27ページを御覧ください。5目後期高齢者医療費、既定額から11万2,000円を減額し、2,842万1,000円にしようとするものです。内訳は、27節繰出金で11万2,000円の減、これは後期高齢者医療特別会計の繰入金予算額減に伴うものとなっております。

続きまして、28ページをお開きいただき、中段から御覧ください。2項児童福祉費、3目保育所運営費、既定額に237万7,000円を追加し、4,958万円にしようとするものです。内訳は、人勸による人件費の減額のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった巡回小劇場公演料が皆減、12節委託料及び19節扶助費の増額で村外の保育所及び幼稚園を利用する幼児が当初見込みよりそれぞれ1名増えたことにより不足する経費をそれぞれ増額しようとするものとなっております。

次に、29ページを御覧ください。4目児童措置費、既定額に75万5,000円を追加し、1,418万5,000円にしようとするものです。内訳は、19節扶助費の増額、これは転入や妊婦も含めた実績に基づく推計により不足が見込まれる金額を計上するものとなっております。また、22節償還金利息及び割引料につきましては、前年度の児童手当交付金が確定したことに伴い生ずる返還金を新規に計上しようとするものとなっております。

続きまして、30ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、既定額に107万5,000円を追加し、2,338万円にしようとするものです。内訳は、人勸による人件費の減額のほか、12節委託料で対象者の増による妊婦健康診査委託料の増額、18節負担金補助及び交付金で余市協会病院救急医療に係る財政支援を今年度も実施することが北後志地域保健医療対策協議会で決定したことから、新たに計上しようとするものとなっております。

2目予防費、既定額に7万5,000円を追加し、1,199万5,000円にしようとするものです。主な内訳は19節扶助費で5万5,000円の増額、こちらは償還払いにより定期予防接種を受ける対象者の推計に基づき不足が見込まれる金額を増額するものとなっております。

次に、31ページを御覧ください。3目環境衛生費、既定額から66万2,000円を減額し、1億7,928万4,000円にしようとするものです。内訳は、人勸による人件費の減額のほか、10節需用費で39万6,000円の増、これは可燃物用40リットルのごみ袋を増刷するために計上しようとするものとなっております。

次に、4目診療所費、既定額に20万1,000円を追加し、4,154万円にしようとするものです。内訳は、人勸による人件費の減額のほか、10節需用費で実績に基づき推計により不足が見込まれる電気料の増額、13節使用料及び賃借料で13万2,000円の増、こちらは現在使用している解析付心電計が故障により修繕が困難となり、機器を更新するために新たに必要となるリース料を増額しようとするものとなっております。

続きまして、32ページをお開きください。5目健康支援センター費、既定額に18万円を追加し、868万9,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で実績に基づく推計により不足が見込まれる電気料金を増額しようとするものとなっております。

以上で保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） ここでちょっと若干休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

神介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） 私から介護保険課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明をさせていただきます。

27ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、6目介護保険事業費、既定額に8万9,000円を加えて、5,241万円にしようとするものです。内訳は、人事院勧告による職員の人件費を補正しようとするもののほか、18節、後志広域連合負担金で介護保険システムの税制改正対応に関わる事務費負担金12万2,000円を増額しようとするものです。

3款1項7目地域支援事業費、既定額に45万8,000円を加えて、4,626万円にしようとするものです。内訳は、人事異動等による人件費を補正するもののほか、10節需用費で公用車維持修繕費5万3,000円を増額、12節委託料で生きがいデイサービス給食サービス事業委託料の利用者数増により2万4,000円を増額しようとするものです。

以上で介護保険課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、産業課所管の歳出予算について説明させていただきます。

33ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、既定額に5万8,000円を追加して、854万1,000円にしようとするものです。補正内容は、人事異動等に伴う職員人件費、2節給料、3節職員手当、4節共済費の増額、また今年度予定していました農業委員の視察研修やその他諸行事が諸般の事情により開催中止としたことから、8節旅費、13節使用料及び賃借料のうち車借り上げ料を減額しようとするものでございます。

続いて、33ページ下段から34ページになりますが、2目農業総務費、既定額から12万1,000円を減額して、2,965万2,000円にしようとするものです。補正内容は、人事院勧告に伴い職員人件費、3節職員手当、4節共済費を減額しようとするものでございます。

続きまして、34ページ中段になります。3目農業振興費、既定額から66万1,000円を減額して、3,484万6,000円にしようとするものです。補正内容につきましては、17節備品購入費につきまして、細目8にあります新型コロナウイルス感染症対策事業におきまして、新規就農者定着支援事業として購入する施設栽培用の畑かんかん水機材一式2セットの執行

残5万6,000円、18節負担金補助及び交付金につきましては、細目2にあります農業振興対策費におきましては就農5年以内の新規就農者の農地賃借料の助成として、本年度新たに契約された農地賃借の分として4万円の追加、細目3の環境保全型農業直接支援対策事業費におきましては取組面積の増加により53万8,000円の追加、細目6につきましては労働力不足の対応ですとか作業の効率化を図る強い農業・担い手づくり総合支援対策事業におきましては対象者1名分の機械購入に係る執行残118万3,000円を減額、この事業につきましては市町村会計を通じて交付されるため、歳入の15款道支出金と同額となっております、18節負担金補助及び交付金につきましては総額60万5,000円を減額しようとするものでございます。

続いて、34ページ下段から35ページになりますが、9目水利施設管理費、既定額から86万3,000円を減額して、2,210万4,000円にしようとするものです。補正内容につきましては、会計年度職員の職員人件費、3節職員手当の減額、そしてダム管理に係る10節需用費のうち修繕費10万円の追加、12節委託料につきましてはダム施設管理に係る委託業務について執行残96万円を減額しようとするものでございます。

36ページになります。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、既定額から427万円を減額して、3,639万7,000円にしようとするものです。補正内容は、細目1の人件費につきまして人事院勧告に伴い職員人件費、3節、職員手当、4節共済費を減額しようとするものです。また、17節備品購入費につきましては新型コロナウイルス感染症対策事業におきまして道の駅直売所の空調設備設置事業及び赤井川温泉、道の駅、パークゴルフ場に設置した扇風機の購入事業の執行残、合わせて130万4,000円の減額、18節、負担金補助、交付金につきましてもコロナ対策におきまして実施しました各種協力金支援金事業の執行残等を整理して、合わせて294万円を減額しようとするものでございます。

下段から37ページになりますが、2目観光費、既定額から31万4,000円を減額して、4,750万4,000円にしようとするものでございます。補正内容につきましては、会計年度職員、地域おこし協力隊の職員人件費、3節職員手当の減額、そしてまた道の駅あかいがわ指定管理選定委員会の開催に係りまして1節報酬、8節旅費のうちの費用弁償の執行残、また18節、負担金補助、交付金におきましては社会情勢により中止となりましたイベントの参加負担金を整理しようとするものでございます。

続いて、下段になります。3目小公園管理費、既定額から105万7,000円を減額して、3,708万7,000円にしようとするものでございます。補正内容につきましては、12節委託料につきまして公園管理委託業務の執行残の整理を、また18節負担金補助及び交付金につきましてはこちらも社会情勢により中止といたしましたパークゴルフ大会の運営補助金を整理しようとするものでございます。

最後に、38ページになります。4目保養センター費、既定額に40万円を追加して、1,484万7,000円にしようとするものです。補正内容は、10節需用費につきまして施設の修繕費40万円を追加しようとするものでございます。

以上で産業課所管歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岩井英明君） 今城建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私のほうから建設課所管一般会計補正予算について説明させていただきます。

39ページをお開きいただきたいと思います。7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、既定額から2万1,000円を減じて、1,084万3,000円にしようとするものでございます。これにつきましては、人勸による職員手当等の減額でございます。

下段を御覧いただきたいと思います。7款2項道路橋梁費、1目道路維持費、既定額に143万7,000円を加えて、1億3,995万1,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、10節需用費で75万1,000円の増額、これにつきましては消耗品等の予算不足のための増額でございます。12節委託料で80万円の増額、これにつきましても村道維持作業業務の予算不足による増額でございます。14節工事請負費で16万5,000円の減額、これにつきましては村道維持整備工事の執行残によるものでございます。16節公有財産購入費で5万1,000円の増額、これにつきましては村道共栄線の未処理用地が土地所有者と購入について合意ができたための用地買収費でございます。

40ページを御覧いただきたいと思います。7款2項2目道路新設改良費、既定額から3万3,000円を減じて、6,158万5,000円にしようとするものでございます。これにつきましては、人勸による職員手当等の減額でございます。

下段を御覧いただきたいと思います。7款2項3目橋梁維持費、既定額から28万6,000円を減じて、9,160万2,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、14節工事請負費で28万6,000円の減額、これにつきましては橋梁補修工事の執行残によるものでございます。

7款3項河川費、1目河川総務費、既定額から27万5,000円を減じて、1,459万1,000円にしようとするものでございます。内訳につきましては、14節工事請負費で27万5,000円の減額、これにつきましては河川整備工事の執行残によるものでございます。

下段を御覧いただきたいと思います。7款4項住宅費、1目住宅管理費、既定額に380万6,000円を加えて、1億2,410万2,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、3節、4節につきましては人勸による職員手当等の減額でございます。10節需用費で100万円の増額、これにつきましては住宅修繕費の予算不足による増額でございます。12節委託料で96万8,000円の減額、これにつきましては委託業務の執行残によるものでございます。14節工事請負費で215万6,000円の減額、これにつきましても村営桜団地敷地整備ほか3件の工事の執行残によるものでございます。18節負担金補助及び交付金で300万円の増額、これにつきましては移住・定住支援事業の1戸のための増額でございます。24節積立金300万円の増額、これにつきましても個人住宅の申込みが1戸新規で出たために増額して積み立てるものでございます。

以上で建設課所管一般会計補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議の方よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 谷教育委員会次長。

○教育委員会次長（谷 早苗君） 私から一般会計補正予算、歳出の教育費に係る部分についてのご説明を申し上げます。

予算書の44ページをお開きください。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、既定額から28万8,000円を減額し、3,686万5,000円にしようとするものです。内訳は、人勤による人件費の減額、学校運営協議会設置による委員報酬の新規計上、補助金の執行残を整理したものです。

続いて、9款2項小学校費、1目学校管理費、既定額から4万7,000円を減額し、3,654万8,000円にしようとするものです。内訳は、人勤による人件費の減額と委託料の執行残を整理したものです。

45ページになります。続いて、9款2項2目教育振興費、既定額から4万8,000円を減額し、1,697万9,000円にしようとするものです。内訳は、人勤による人件費の減額を行うものです。

続いて、9款3項中学校費、1目学校管理費、既定額から4万2,000円を減額し、1,834万7,000円にしようとするものです。内訳は、人勤による人件費の減額と委託料の執行残を整理したものです。

46ページになります。続いて、9款3項2目教育振興費、既定額に163万1,000円を追加し、2,431万円にしようとするものです。内訳は、今年も中体連の全道全国スキー大会に生徒の出場が見込まれるため参加補助金の計上を行うものです。

続いて、9款4項社会教育費、1目社会教育総務費、既定額から75万2,000円を減額し、1,102万6,000円にしようとするものです。内訳は、人勤による人件費の減額と報償金、補助金の執行残を整理したものです。

続いて、9款4項2目社会教育施設費、既定額から29万2,000円を減額し、821万4,000円にしようとするものです。内訳は、委託料の執行残の整理と生活改善センターカラオケ機器使用カード購入の増額を行うものです。

47ページになります。続いて、9款5項保健体育費、1目保健体育総務費、既定額から11万3,000円を減額し、321万6,000円にしようとするものです。内訳は、報償費の執行残を整理したものです。

続いて、9款5項2目体育施設費、既定額から51万8,000円を減額し、1,832万2,000円にしようとするものです。内訳は、需用費、委託料、車借り上げ料の執行残の整理と体育館管理室暖房移設修繕費の増額を行うものです。

以上で教育委員会所管の歳出についての説明を終えさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いたします。

○議長（岩井英明君） 藤田保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私から保健福祉課所管の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

予算書の4ページをお開きください。2、歳入、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、新たに11万2,000円を計上しようとするものです。内訳につきましては、9月補正に計上しました令和3年度に予定される法改正に伴い必要となる後期高齢者医療システムの改修経費の財源として、国庫補助金の額が確定したことに伴い計上するものとなっております。

続きまして、5ページを御覧ください。4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から11万2,000円を減額し、1,282万3,000円にしようとするものです。内訳は、一般会計繰入金により歳入予算額を調整するものとなっております。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、同じく保健福祉課所管の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

予算書の6ページをお開きください。2歳入、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から734万3,000円を減額し、2,827万9,000円にしようとするものです。内訳は、基盤安定繰入金の確定に伴う増額及び繰越金を含むこれまでの収入実績によりその他一般会計繰入金額を調整するものとなっております。

次に、7ページを御覧ください。5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、既定額に490万6,000円を追加し、490万7,000円にしようとするものです。内訳は、前年度繰越金の確定に伴う増額となっております。

続いて、8ページをお開きください。3歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に18万1,000円を追加し、474万8,000円にしようとするものです。内訳は、人勸による人件費の減のほか、オンライン資格確認等の実施に伴い必要となるシステム改修の費用を増額しようとするものです。

次に、2目広域連合負担金、既定額から261万9,000円を減額し、5,290万7,000円にしようとするものです。内訳は、後志広域連合分賦金の補正に伴い減額しようとするものです。

3目連合会負担金、新たな項目として1,000円を設定するものです。内容としては、オンライン資格確認等の実施に係る国保連合会への運営負担金について被保険者数に単価を乗じた金額を計上するもので、見込みとしては323人分で520円となっております。

なお、9ページからの補正予算給与費明細書につきましては、後ほど御覧いただければと思います。

以上で国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 神介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） 私から介護保険課所管の介護保険サービス事業特別会計

補正予算（第2号）についてご説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。2歳入、1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス等収入、既定額に93万8,000円を加えて、259万4,000円にしようとするものです。内訳は、居宅介護サービス等収入で訪問介護報酬の利用回数が増えたことによるものです。

1款1項2目地域密着型介護サービス費収入、既定額から403万2,000円を減じて、595万2,000円にしようとするものです。内容は、地域密着型介護サービス費収入で利用者数が減ったことによるものと新型コロナウイルス緊急事態宣言がなされた期間の対策として利用回数を減らし、また利用時間を短縮したことによるものです。

1款2項介護予防・日常生活支援総合事業費収入、1目介護予防・日常生活支援総合事業費収入、既定額に1万4,000円を加えて、143万円にしようとするものです。内訳は、介護予防・日常生活支援総合事業費収入で訪問型サービス事業費の利用者数の増で19万2,000円、地域密着型介護サービス費収入で利用者数が減ったことによるものと新型コロナウイルス緊急事態宣言がなされた期間の対策として利用回数を減らし、また利用時間を短縮したことによる17万8,000円が減額となり、合わせて1万4,000円を増額しようとするものです。

1款3項自己負担金収入、1目自己負担金収入、既定額から27万5,000円を減じて、118万円にしようとするものです。内訳は、1節現年度分居宅介護サービス自己負担金で訪問介護自己負担金の利用回数の増で6万1,000円増え、3節現年度分地域密着型通所介護実行負担金で利用者数が減ったことによるものと新型コロナウイルス緊急事態宣言がなされた期間の対策により34万4,000円減額するものと、5節現年度分介護予防・日常生活支援総合事業負担金の新型コロナウイルス緊急事態宣言期間中の対策と利用者数の増で合わせて8,000円を増額しようとするものです。

8ページをお開きください。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に279万2,000円を加えて、3,587万6,000円にしようとするものです。内訳は、一般会計繰入金の増額でございます。

続いて、9ページを御覧ください。5款諸収入、1項雑入、1目雑入、既定額から27万2,000円を減じて、80万6,000円にしようとするものです。内訳は、通所介護等給食サービス利用料及び訪問通所介護費用公費負担金で利用者数の減と新型コロナウイルス緊急事態宣言期間中の対策により減額しようとするものです。

続いて、10ページをお開きください。3歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、既定額から65万4,000円を減じて、4,360万2,000円にしようとするものです。内訳は、人事院勧告による職員の人件費を補正しようとするもののほか、8節旅費についてパートタイム会計年度任用職員の費用弁償2万4,000円を増額しようとするものです。

続いて、11ページを御覧ください。2款事業費、1項サービス事業費、1目デイサービス事業費、既定額から21万1,000円を減じて、425万8,000円にしようとするものです。内訳

は、12節、デイサービスセンター給食サービス事業委託料で利用者数の減によるものです。

2款1項2目訪問介護事業費、既定額に3万円を加えて、25万6,000円にしようとするものです。内訳は、訪問介護事業費で公用車修繕費を増額しようとするものです。

12ページからの補正予算給与費明細書につきましては、後ほど御覧ください。

以上で介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 今城建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私から赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算書（第4号）について説明させていただきます。

7ページを御覧いただきたいと思います。2歳入、1款事業収入、1項使用料、1目水道使用料、既定額から1,780万円を減じて、3,780万2,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節現年度分水道使用料の減額でございます。これにつきましては、常盤簡易水道施設の使用料が当初予算に計上した量よりも少ないことから、収入見込みの変更を行うものでございます。

8ページを御覧いただきたいと思います。5款村債、1項村債、3目特別減収対策企業債、新規に2,000万円を計上するものでございます。これにつきましては、コロナで事業収入が減になった事業者がおり、それにより地方公共団体の公共料金が減になった場合に起債を借り入れることができるため今回借入れを行うものでございます。

9ページを御覧いただきたいと思います。3歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に46万円を加えて、944万4,000円としようとするものでございます。内訳といたしましては、16節の公有財産購入費で46万円の新規計上、これにつきましては赤井川簡易水道施設用地、配水池の敷地を購入するものでございます。山林で7,550平米の購入でございます。

10ページを御覧いただきたいと思います。7款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、既定額に147万円を加えて、6,962万5,000円としようとするものでございます。内訳といたしましては、14節工事請負費で174万円の新規計上、これにつきましては赤井川簡易水道施設にあるポンプ等の機器の更新をするものでございます。

以上で赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終了いたします。ご審議の方よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第60号から議案第64号につきましては、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号から議案第64号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議

することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては、先ほど協議のとおり川人孝則議員に、副委員長につきましては湯澤幸敏議員にお願いいたしますので、よろしく取り計らい願いたいと思います。

これで昼食休憩に入ります。

午前 11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、会議を再開いたします。

◎日程第18 一般質問

○議長（岩井英明君） 次に、日程第18、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、30分以内といたします。

議員の発言を許します。

連茂君。

○1番（連 茂君） それでは、一般質問させていただきます。

まず、村長のほうに監視カメラ、防犯カメラについて質問させてください。昨今小中学校の通学路において誘拐や暴行、交通事故の報道を目にします。身近な話題では、赤井川中学校のグラウンドに車を乗り入れて、ドリフト走行して楽しむといった身勝手な行為も一つ間違えば大きな事件、事故になり得るのではないのでしょうか。これらの対応策の一つとして、防犯カメラの設置があります。犯罪防止効果、抑止力が高く、事件、事故の解決への具体的な証拠となる防犯カメラは安全、安心の社会づくりには不可欠なツールです。村内を見回しても防犯カメラの設置はほとんど見られず、抑止につながるものとしては地域の人の目による見守り活動と街路灯ぐらいでしょうか。地域の見守り活動には時間的な限界がありますし、街路灯にしても決して満足のいくものではありません。全国的に防犯ビデオの必要性は高まり、都会では至るところにカメラが監視を続けています。その背景には自治体からの助成があり、全国から比べると北海道はかなり遅れている現状ですが、札幌市や恵庭市では既に町内会や自治会を対象に16万円までの補助が支払われています。また、浦河町をはじめ幾つかの市町村では、上限2万円までかかった費用の2分の1を個人に助成している自治体もあります。地域における身近な安全確保について、村の積極的な支援を行うべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

安全な未来に向け、強い防犯システムをつくるためにはお金がかかります。まずは、重点設置を提案したいと思います。保育所、小中の3校、公共施設、公園、さらには村内と村外をつなぐ4本のルート各所に設置し、そしてそれらのカメラを防災機関として役場で

一括管理するというのはいかがでしょうか。防犯カメラ設置マニュアルを含め重点箇所への設置についてどのようにお考えかお伺いします。

次に、教育長に質問させていただきます。図書コーナーについての質問です。平成27年の12月と今年の6月定例会で湯澤議員が図書の件で質問されています。簡単にやり取りをまとめると、道内の179ある自治体の中で図書館、または図書室の未設置は4自治体しかない実情を挙げ、図書室の設置を要望、当時馬場教育長は必要と感じているが、整備することは難しいという答弁でした。そして、今年、4年たって進展はないのかという質問に対し、現根井教育長は村内に2つある図書コーナーを中心に充実を図っていきたいとお答えになりました。また、図書の話かとお嘆きの方もいるかと思いますが、現状を踏まえて踏み込んだ質問をさせていただきます。

年間赤井川村は49万円の予算を蔵書購入費に充てています。1冊平均単価1,200円とすると、約400冊の新書が図書コーナーに並ぶこととなります。担当者の努力もあって、ベストセラーと呼ばれる本や新しい本、個人的にも読みたいと思う本がいっぱいあり、本好きにはたまらない企画だと感じています。蔵書数は、本の棚数から換算して現在約8,000冊ぐらいあるでしょうか。8,000冊という数は余市の図書館などに比べると足元にも及びませんが、図書館といえば古書や参考図書、時代に取り残されたハウツー本、年代を感じさせる小説なども多く、それと比べても本を探すわくわく感は赤井川村の図書コーナーのほうが上に感じるほどです。1人当たりの蔵書数は住民の数で単純に割ると1人約7冊、予算や蔵書数からいっても他市町村と比べて決して引けの取らない図書コーナーだと個人的には感じています。お伝えしたとおり、村民へ向けた図書コーナーとしては蔵書数も多く、魅力的でいいと思いますが、設置目的はやはり本の利用、つまり読書です。ばらつきはありますが、年間貸出数は約900冊、貸出帳を見てもかなり利用者は限定的で、個人的に本を読んでもらいたい若者世代の利用は全く見られませんでした。年間400冊の図書購入費に対してこの利用状況ではあまりにももったいないと言わざるを得ません。これはどこかに問題があるはずです。そんな目線で利用してみると、問題点が2つ浮かび上がりました。1つは場所。役場庁舎受付前ということもあり、どこか本選びに居心地の悪さを感じます。本選びに必要な空気感が全く感じられません。湯澤議員は図書室の設置を求めていましたが、現在財政的な理由から図書室の設置が難しいなら、本の展示方法や図書コーナーの向きや位置、再検討が必要ではないでしょうか。2つ目は探しづらいこと。蔵書数が少ないので、出版社や著者別の分類が難しい上、コーナーの狭さから新刊やベストセラーの紹介、さらにはブックフェスなどはできそうにありません。教育委員会は知恵を絞り、図書コーナーをより充実したものにしようとして努力されていますが、まだまだ工夫が必要に感じます。

そこで、幾つか提案があります。まずは、現在ある本をデータベース化することです。最近ではバーコードで読み込むアプリもあるので、800冊の蔵書を全てデータベースに落とし込み、パソコンで管理すると本棚に全部の本を置かずに、すっきりとした図書コーナーを作れることができると思います。もし村のホームページにリンクすることができれば、サ

イト内に仮想図書館ができ、貸出し状況の確認もできるようになります。また、それらの作業を図書ボランティアを募って行うというのはいかがでしょうか。図書ボランティアの活動が活発になれば、寄贈図書も扱うことができるし、小中学校の学校図書もデータに含め、学校図書室の開放日をつくったり、読み聞かせのイベントや読書コンクールなどお金をかけずに生きた本を作り出すことができます。この村に図書館を造ることが身の丈に合ったものだとは思いません。しかし、図書離れが進んでいる昨今だからこそ村が住民をリードして、住民の図書の習慣を推奨する自努力もすてきな村づくりの一環だと考えますが、どのようにお考えかお伝えください。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、連議員のご質問にお答えさせていただきます。

私からは、防犯カメラについてでございます。まず、地域における安全対策を目的に区会を対象として防犯カメラ設置補助を行ってはどうかというご質問ですけれども、防犯カメラの有益性ととともに、設置及び管理費用の区会における負担、さらには撮影データの管理、保管ルールなど区会住民の合意形成が重要であり、特に財源確保の観点からも現時点においてこのような支援制度を新たに設けることは考えておりません。

続きまして、議員からご提案がありました保育所、学校をはじめとする公共施設や幹線道路等重点箇所への防災機能としてのカメラ設置並びに防犯カメラ設置マニュアルの作成についてのご提案ですけれども、1点目の区会に対する防犯カメラ支援制度と同様に設置における有用性と導入、管理に要する費用をはじめ撮影される側の権利が存在するという点も重要な視点であります。犯罪防止という観点の見方を変えると、監視社会と表現される場合もあるのではないかと危惧は拭い去れないところであります。ご質問の冒頭にありました今年7月の赤井川中学校グラウンドの深夜の車乗り入れの件は、残念でならない事件でした。犯罪、不法行為が起らないことは住民誰もが望むものであり、私としては防犯協会や警察機関と連携して少しでも犯罪のない村にしていきたいと考えており、現時点ではご提案のような防災、防犯機能としての公共施設へのカメラ設置への考えには至っていないところです。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） 図書コーナーについてお答えいたします。

励ましのお言葉、お褒めの言葉、ありがとうございます。赤井川村の学校図書を除く教育委員会所管の図書は、令和2年11月現在、蔵書台帳上6,847冊となっており、図書費は令和元年度で48万6,000円、購入は354冊でした。年間貸出し冊数は902冊、使用者307人となっております。これらの多寡について、他町村との比較では北海道立図書館による統計では、令和2年4月1日現在ですが、本村の蔵書総数は後志管内20市町村中4番目に少ないものの、住民1人当たりの蔵書冊数は毎年除籍もしていることから、現在5.4冊で、管内10

番目に多く、管内平均を若干上回る冊数となっております。また、図書費は管内8番目に少ないものの、住民1人当たりの図書予算は管内7番目に多く、これも管内平均を恐らく倍に近い額で上回る金額となっております。図書の貸出数は管内4番目に少なく、住民1人当たりの貸出数も管内7番目に少ないというふうになってございます。図書の貸出数の多寡の原因についてですが、幾つか原因が、理由が考えられますが、図書設置場所の広さや立地等がその一つとしてあると認識してございます。本村の図書コーナーについては、役場1階住民窓口前のスペースを利用していますが、議員ご指摘のとおり、決して専有面積は広いものではなく、新刊図書コーナーを面出し等で懸架する場所は限られているなどの課題がございます。ただ、この図書コーナーの場所については、これまで生活改善センター、その後現在より広い役場2階スペースを利用していたものの、住民の利用はなかなか進まなかったために住民の最も目につきやすい場所としてこの場所に移動した経緯があります。この結果、利用者数については、平成25年にこの移動を行っていますが、平成24年の307冊から平成26年度には682冊と倍以上に増えたという経緯もあることから、また住民からこのことについての謝意の声も聞かれてくることからなど、現状ではここが最もふさわしい場所であろうと考えているところです。また、管内の貸出数が多い町村は独立した図書館や規模の大きい図書室を備えたところがほとんどでありまして、これらは休日のほか学校の放課後、長期休業中に児童生徒が集まる場所となっているところが多く、彼らが自発的学習を行う場所であったり、また乳幼児の部屋やスペースがあり、個人やサークルで読み聞かせの活動をする場所になっていたりするところが多くなってございます。本村においてはそのような集い、活動するスペースがないことは利用者が少ない大きな要因として挙げられると考えてございます。本村において、したがってとりわけ子供たちが学校図書を除けば自発的に本と出会う機会が少なくなっていることから、子供たちの読書意欲の向上を目指し、乳児、保護者対象のブックスタート事業ですとか、小学生対象のブックフェスティバル事業を行い、ブックボランティアによる読み聞かせや道立図書館や余市図書館のご協力いただきながら本村では購入できない本を児童へ貸出しするなどの取組を行って、読書環境を事業によって補う取組を現在行っているところです。ブックフェスティバルでは、毎年600冊ほどの図書をお借りして、子供たちに貸出しをしておりますが、さらに図書館、図書室を備える市町村ではそこに所有している図書を学校へ貸し出す取組を行っておりますが、本村では同図書館のサポートブック事業を活用しまして、朝読・昼読ブックス約200冊、それから授業お役立ちセット約160冊ほど借りるなど取組を行っており、本の貸出し総数は実際にはこれらを加えた冊数になっているところでございます。

議員ご指摘の図書のデータベース化についてでございますが、現在後志では8市町村でオンライン蔵書システムを行ってございます。貸出し状況も含め検索できるようになっています。このシステムの導入、維持には相応の経費がかかること、もしくは専門職員が必要であることから、取りやめて、図書購入費のほうに回した町村もあるなど、本村の予算規模からは導入は難しいと考えているところでございます。村有図書の村民への周知につ

きましては、現在は村のホームページの中の村の出来事のページで年4回新刊購入時に新刊の写真と購入リストを紹介し、これを見た村民がそのページを印刷して本を借りに来るなど一定の取組成果が見られているところですが、現在図書台帳のデジタル化を8年前から係が進めていまして、今後についてはこれらを教育委員会のページに掲載することにより今議員ご指摘のような後から調べようとする人が閲覧できるような、そんな仕組みを整えていきたいと思っております。

図書ボランティアについてですが、先週行われましたブックフェスティバルでは12人のブックボランティアが運営や読み聞かせ等で協力してくださいました。学校の教育活動支援も含めこれらボランティア活動が活発になり、地域の教育力が向上していくことは今年度導入の学校運営協議会実施の趣旨とも合致するものでありますので、この活動を通して活性化が図られるよう取組を進めていきます。

図書の施設についてですが、今後村内施設の有効活用等の検討をする場面では図書室整備は最も優先順位の高いものの一つとして考えているものではございますが、現段階では、今申し上げましたとおり、事業等による読書環境の整備、議員ご指摘のように図書コーナーの懸架等の工夫等によりまして図書と親しむ活動を進め、村民の豊かな心の育成につなげていきたいと考えてございます。

今後ともご指導のほどよろしく申し上げます。

○議長（岩井英明君） 再質問ありますか。

連茂君。

○1番（連 茂君） 防犯カメラについて再質問させてください。

まず、村長からの回答の中に区会を対象にした防犯カメラという部分出ていましたけれども、考え方によっては個人というのもありかなというふうに思っています。特にここ数年アスパラ、メロン、隣町ではサクランボ、トマト、そんなものが盗まれるという農業被害も毎年のように新聞のほうで報道されていますけれども、そういう例えば農家が自分の倉庫に防犯カメラをつけたいといったときの、浦河町なんかやっているのがそれだと思うのですけれども、そういう補助の部分の回答が多分この今の中には抜けているのではないかなと思うので、もし考え方があったら教えてください。

それと、今の回答の部分で防犯データの管理というか、直接言ってしまうと監視社会と表現される場合もあるのではないかと、それが危惧されるというような回答がありましたけれども、この議論というのは実は数年前にもう終わっている話で、それでもやっぱり必要だから防犯カメラをつけましょうというふうに今、それこそ都会、町ではそれをクリアした上で防犯カメラというのが設置されていると考えていいと思うのですけれども、ちょっと遅れているなというか、考え方的にはもっと一歩進んだということが必要になるのではないかなと僕は思います。2015年、大阪の守口市で中学1年生の男女が殺害された事件、その後数台の防犯カメラの映像解析がきっかけで犯人の特定ができました。かなり捜査が難航したことで今後の抑止力を願い、守口市では3億3,700万円を投じて市内に数千か所の

防犯カメラを設置しています。これは、都会のことだと思っていいのでしょうか。今犯罪というのは都会だからとか田舎だからとか、限定して狙うものではなく、特に都会には防犯カメラがかなり多くなっているから、逆に田舎に行けば何かいいものがあるとかありつけるとかという犯罪意識というのがあって、それを警戒する必要が僕はあると思いますが、その辺も含めてどのようにお考えかお伝えいただければなと思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） まず、最初の個人に対する補助についての考え方ですけれども、こちらも同様の様に今時点の私の考え方としてはそういうような事業化をするという考え方は持っておりません。

後段の部分についてもそういった社会情勢、世の中そういう声もあると、動きもあるということは承知しております。ただ、こういった田舎の中で先ほど言ったようなちょっと考え方が遅れているのではないかといいますけれども、都会ほど先に進んで、田舎において田舎なりのやっぱり捉え方というものもあるのかなというふうな感じを持っていまして、今のところ、先ほど申したように、カメラを設置するような考え方には至っていないと。ただ、そういう防犯、ではどうするのだというところにつきましては、先ほどお話しさせていただいたように、防犯協会や地域、あと警察機関と連携する中でそういった部分もきちんと処理していきたいというふうに考えております。後手にはなりましたけれども、グラウンドの関係についても至急に各3校のグラウンドの入り口にバリケードを設置するなど、そういった対策にはなってしまうかもしれませんが、そういったような形の中で対応しておりますので、いましばらく状況を見ながら、財政的なものも考慮しながら考えていければなというふうに思っております。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○1番（連 茂君） ちょっと高いハードルなのかななんて今村長の話聞きながら思っていますけれども、最後に出た中学校の車の乗り入れというのがこの質問のスタートに実は僕の中ではなっていました、実際に警察のほうに訪ねていったら、校門にチェーンを張りなさいとか、進入禁止とかという看板を出しなさいとかということは警察から中学校のほうで指導はなされているのですけれども、実際にここ休日とか見に行くとそのチェーンというのはいつの間にか取られてしまって、実際には何も施錠もないし、言えば誰でも入れるような状態になっている。それが休日も当たり前のようになっている。車が乗り入れた何日間だけはそういうふうにしたけれども、その後はそういうふうになっていないというところに僕は防犯カメラというのは必要ではないかな。チェーンを張る、張らないという問題を中学校のほうに、校長先生に聞きに行ったら、やはり物理的ないろいろ弊害があるのだと。宅急便が来たりだとか人が入ってきたりだとかというところでちょっと難しいという話で、それなら学校だけでも少なくとも監視する必要は僕はあるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 学校の管理については、教育委員会のほうでいろいろ学校のほうと調整しながらしているというふうに思っています。私の認識では、先生がいる間は必要ないのだろうなど。不在なときもかかっていなかったというふうに今連議員のほうからご指摘がございましたけれども、私の認識としては部活だとか何かで土日も来ているときに関しては多分されていないだろうと。不在になった、帰る教員がそこにゲートをしていくというような認識でございましたので、その辺きちんと内容確認して、私の認識どおりに対応してもらような格好で、もししていないのであれば、不在のときもしていないというのであればそれはいかなものかというふうに感じますので、その辺は確認して、きちんと対応させたいというふうに思っております。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○1番（連 茂君） 今の村長のほうのチェーンに関しては、確認してみてください。現在なされていないのは、間違いないと思います。

次の質問のブックフェスの件でちょっとお尋ねさせていただきます。まず、数に関しては教育長のほうで、僕はかなり概算で数を追っていった部分があるので、結構細かく提示してくれたのはとってもありがたいなと思って、この数字というのは僕が本当推測で追った数字と若干ずれがあるのはこっちが正しくて、ありがたいなと思っています。ただ、ちょっと1つ数字の中で聞きたいのが使用者の307名というのはこれは重複した数も含めた307名と考えていいのですか、それとも純粋に307名の方が借りたというふうに、これ今聞いた感じだと聞き取れますが、その辺はどうですか。

それと、村のホームページの村の出来事に年4回新刊の購入時に写真と購入リストを紹介しているというのですけれども、これこの紹介の仕方、僕的にはあり得ない。だから、閲覧できるように今緊急にデータベース化しているという話ですけれども、基本何の本があるかというのを見たくて探すわけですから、そのときにたまたま、いっぱい村の出来事ってどんどん、どんどん更新されていく。つまり紹介したのもどんどん、どんどん使用済みなファイルの中に入っていくという紹介の仕方というのは、とてもではないけれども、紹介しているとは思えないので、この閲覧するデータベース化というやり方を今やられているのだったら、一も二も早くそれをやってもらいたい。なおかつ、先ほどもちょっと言いましたけれども、今スマホのアプリとかだったらバーコードぴつとやったら全部写真とか出ますから、それを例えばタブレットなんか落到し込んで、図書コーナーのところにぽんと置いて、これで蔵書を確認してくださいというやり方もあっていいのではないかなという。オンラインパブリックアクセスカタログというシステムを使うと多分かなり高額なものになると思うのですけれども、そういう安価な方法もあるので、ぜひその辺も検討してもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） ただいまの質問についてお答えいたします。

使用者307人については、これ重複もございますということです。

それから、先ほどのホームページの村の出来事のことに関するのですが、これは新刊図書を紹介ということ趣旨として紹介しているものですので、今ある本の数がということではもちろんございませんので、今おっしゃったように、先ほど答弁にも今させていただきますが、村の教育委員会のほうのホームページのほうにそのデータを掲載することで今本村で所有している図書の検索ができるような、そういう状態にしていきたいというふうに思っています。現在おおよそなのですが、7割方現在の図書のデジタル化というか、登録は進めてございますので、近い中でそれを掲載することは可能かなというふうに思っています。

ただ、今お話ありました先ほどのオンラインのシステムの関係については、これ貸出しの、今現在ここにあるとかないとかということだったり、それからそれが今どこに行っているとか、そういうのも一括管理できるシステムのことを表しているのですが、それをやるとなると、先ほども言いましたが、ちょっと試算したところ、あるいは見積りしたところだと、年間10万から30万ぐらいの予算がかかる、システムによっても変わりますけれども、そういうようなこともあって、それでやめた町村もあるというふうなこと、そんなことで答弁させていただいたのですが、村の規模、予算等と併せながら、先ほど申し上げたように、掲示するというような形で閲覧できるような状態、検索できるような状態には何とかしていきたいなというふうに思って、今後進めていきたいと思っておりますので、それで回答に代えさせていただきたいと思っております。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○1番（連 茂君） 教育長にも以前この話したときにも人がいればという話をされていたので、少しは手間がかかってもぜひデータベース化というのを早めに進めてもらいたいなというふうに思います。

役場の入り口のすぐ右側ですから、とっても本を探して、ちょっとくつろいでというようなもしスペースがあれば、多分赤井川村に来る人も多くなるだろうし、それが自然と赤井川村に足を運ぶことが以前村長が言っていた見える化というか、につながっていく可能性もあることですから、ぜひあそこを一角というのを、僕はもっと検討すればもっと人が簡単に借りやすいというか、何人に聞いてもあそこは借りづらいという、やっぱり人の目が気になったりだとかというのがありますので、本棚の向きだとかいろいろちょっと再検討いただいて、ぜひ多くの村民が利用できる、実際に利用している人は相当少ないということを目をまず念頭に置いて、もっと多くの人に借りてもらえるようなスペースづくりというのをお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） ありがとうございます。懸架の工夫については、今面出ししているところ、現在も新刊図書等面出しで掲示して、それで借りている人がいる等のそうい

うふうな工夫もさせていただいているところではありますが、今後より魅力ある懸架を考えて、工夫していきたいなというふうに思っております。限られている予算と限られているスペースの中で、生かしながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（岩井英明君） 連茂君の一般質問を終了いたします。

続いて、能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 赤井川村の訪問介護事業所のサービス提供体制について質問いたします。

介護保険制度は、それまで家族だけが担っていた介護を社会全体で担う介護の社会化を目指して2000年にスタートしました。介護保険法では、第3条に市町村及び特別区はこの法律の定めるところにより介護保険を行うものとする、第5条に国及び地方公共団体は被保険者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう保険給付に関わる保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防、または要介護状態等の軽減、もしくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を医療及び住居に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならないとして、地方公共団体の責務を定めています。当時政策の立案者が最も懸念していたのは、保険があつてサービスなし、つまり広く保険料を集めるのに使えるサービスがない状態にならないかということだったそうです。制度開始から20年が過ぎ、私たちが直面している大きな課題は皮肉ながら当初の不安のおり財源不足と施設、人材の不足、それによって要介護認定を受けているにもかかわらず介護サービスを利用することができない、いわゆる介護難民という状況が生まれていること、そしてそれが今後さらに深刻化すると見込まれることです。赤井川村においても村で唯一の訪問介護事業所がニーズの大きい村外への通院介助に十分に対応できていない状況だと伺っております。赤井川村社会福祉協議会でまとめた資料によりますと、ほかに村外の送迎に対応してくださる事業者を探してもほとんどが断られる状況とのことです。赤井川村までの送迎と往復のガソリン代と時間がかかり、採算が合わないためです。受けてくださったとしても割高な介護輸送での対応になるため、利用者の負担は介護保険サービスを利用できる場合と比べ、例えば小樽までの通院の場合では1万円以上の出費増となってしまいうそうです。赤井川村地域福祉計画には介護サービス3事業の効率的な運営を目指す取組を推進しますとの一文がありますが、効率云々以前に今村に求められているのは確実に安定した質のよいサービス提供体制を整備することではないでしょうか。居宅サービス運営基準では、第9条で提供拒否の禁止として指定訪問介護事業者が正当な理由なくサービス提供を拒否してはならないことを定め、第10条ではサービス提供困難時の対応として適当なほかの事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じることを定めています。赤井川村訪問介護事業所が村外への通院介助に十分に対応できない状況はいつ頃からで、その理由は何なのか、ほかのサービスについても同じような状況がないか、サービス提供困難時にはどのような対応されているか伺います。

また、今後通院介助を含めた介護保険サービスの安定した提供のために、またはそれが見込めない場合には代替となるサービスの確立のために村として何をすべきとお考えか村長に伺います。

介護保険サービスの人材不足については、大きな理由の一つが賃金の低さだと言われています。コロナ禍で介護職が敬遠されがちな状況の中、他産業との賃金格差を解消し、待遇、雇用環境を改善することが急務と考えます。村長のお考えはいかがでしょうか。

必要とされるサービスに必要な予算をつけるためには、村の福祉、介護分野の体制全体を抜本的に見直し、よりスリムにする必要があるのではないかと考えます。赤井川村のように小規模なコミュニティでは、現状のように各部門、事業ごとの縦割り分業というよりは分野横断的で、横のつながりに柔軟に対応できる多機能な組織で対応するほうが人、物、金を有効に活用できるのではないのでしょうか。村長のお考えを伺います。

次に、子供の村づくりへの参画について伺います。先月原発から出る高レベル放射性廃棄物、核のごみの最終処分地選定に向け、第1段階の文献調査が寿都町と神恵内村で始まりました。両町村の文献調査への応募、受託決定に至る過程については、反対論、置き去り、住民に懸念や不満、強引な進め方が目に余るといった新聞記事の言葉が表すように、丁寧な合意形成とは程遠い印象を持っています。とりわけ次世代を担う子供たちが政治的な意思決定の過程から排除されていたことに違和感を覚えました。選定プロセスは文献調査、概要調査、精密調査の3つで、これだけでも資源エネルギー庁は合わせて約20年かかると想定しているそうです。処分される固化体1本の放射線量が天然ウランの鉱石並みになるのは数万年から10万年先、そんな気が遠くなるような先々まで影響を及ぼす選択を子供たち抜きにして進めてよいものでしょうか。1989年に国連総会で満場一致で採択され、翌年1990年に発効した子どもの権利条約では、意見を表明し、参加できること、子供が自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子供の発達に応じて十分に考慮することが命を守られ、成長できること、子供にとって最もよいこと、差別のないことと並ぶ原則の一つとされています。また、2016年に選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことから、主権者教育の必要性も叫ばれています。主権者意識を育むためには幼い頃から身の回りで起きていることについて自ら考え、主体的に行動することの積み重ねが大切であり、生活に身近な基礎自治体が地域のことについて子供たちに問いかけることは、それ自体が最良の主権者教育になるものと考えます。管内の自治体では、子供がまちづくりへ参加する権利を条例で定めたり、子供のまちづくり委員会、子供議会を開催するなどの取組が見られます。赤井川村では、子供たちの意見をどのようにすくい上げ、集約し、政策に反映させていくのか、子供の村づくりへの参画機会をどのような形でつくっていかれるのか村長のお考えを伺います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、能登議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、赤井川村訪問介護事業所のサービス提供体制についてでございます。ご質問にありました赤井川村訪問介護事業所が村外への通院介助に十分対応できていない状況がいつ頃からで、その理由は何なのかというご質問ですけれども、村外への通院介助を行うには2名のヘルパーが必要となり、現在余市町通院1名が月1回利用しており、時間は半日を要しております。小樽への通院介助は、半日以上の時間と2名のヘルパーが必要となり、他の利用者が必要とする家事援助などのサービス提供ができなくなる状況を回避するため、平成28年度の1名の利用者を最後に平成29年度からは小樽市への通院介助は対応できておりません。

2つ目の他のサービスについて同じような状況がないか、またサービス提供困難時どのような対応されているかというご質問ですけれども、村内送迎サービスについては基本的に毎月の計画スケジュールに沿ってサービスを提供しております。計画外の突発的な提供依頼についても他の計画的利用予定者がいる場合には調整可能な場合を除き、職員の欠員補充ができていないこともあり、対応できない場合もあります。ただし、この場合の送迎については赤井川村社協の送迎で対応していただき、極力利用者の希望に添えるように取り組んでいます。なお、計画に沿った通院介助については、パートタイム会計年度任用職員1名の雇用、またはデイサービスセンター職員等が兼務することで対応を行っているところです。

ご質問にありました今後通院介助を含めた介護保険サービスの安定した提供のために、またはそれが見込めない場合は代替となるサービス確立のために村として何をすべきかお考えを伺いますというご質問ですけれども、現在通院介助の支援についてニーズに対応できる仕組みを模索しており、地域公共交通の検討内容も含め、関係機関と安定した福祉的送迎介護サービスが提供できるよう検討を進めているところです。村は何をすべきかは言うまでもなく、赤井川村という行政機関の器の中で人、物、金を考慮しながらできる限り必要とする支援サービスに取り組むことだと考えており、アウトソーシングもその一つであるというふうに考えております。

続きまして、子供の村づくりへの参画についてのご質問でございます。

(何事か呼ぶ者あり)

○村長(馬場 希君) 失礼しました。次に、先ほどの介護の関係です。人材不足、賃金格差解消についてのご質問でございます。介護保険サービスの人材不足については、村だけの問題ではなく、介護事業全体での生じている事象と認識しております。介護に関わる職員の待遇に関しましては、本年4月より会計年度任用職員として雇用しており、以前に比べると改善はできたものと考えており、村で事業を運営していく上では引き続き会計年度任用職員として雇用していく考えでございます。

次に、体制の抜本的な見直し、多機能な組織対応についてのご質問でございますけれども、村の福祉、介護分野の体制につきましてはそれぞれに役割があり、また国の制度などを活用するといった観点からも現状の組織間で効果的に事業展開できるよう連携を図り、

支援を円滑に進めていきたいと考えております。失礼しました。

次に、子供の村づくりへの参画についてでございます。ご質問にお答えする前に、子どもの権利条約と主権者教育に関する私の解釈からお伝えした上でお答えしたいと思います。子どもの権利条約の4本の柱のうち参加する権利に関わる12条1項については、平成6年5月20日付文部事務次官通達で、条約で定められている意見を表明する権利については表明された児童の意見がその年齢や熟度の度合いによって相応に考慮されるべきという理念を一般的に定めたものであり、必ず反映されるということまでも求めていることではないこと、なお学校においては児童生徒の発達段階に応じ児童生徒等の実態を十分に把握し、一層きめ細かな適切な教育指導を留意することとされていることから、聴取は子供の人権を守るために保障されるもので、村政の審議決定の場で子供自らが意見を言うことを保障することではないというふうに解釈をしております。

また、主権者教育については国の中央教育審議会での審議を踏まえ、新学習指導要領においても定義されており、主権者意識を高める教育は今後ますます必要であり、教科横断的に学校の教育活動全体でその力を養っていくべきものと理解しております。

そこで、質問でございますけれども、村では子供たちの意見をどのように吸い上げ、集約し、政策に反映していくのかというご質問ですけれども、現在においても大きな計画を策定する場面では子供たちには影響のある事項については高校生まで含めアンケート調査を行ったり、小中学校の社会科、公民、総合学習等の単元の中で意見集約されたものなどは参考意見として扱っているもので、今後も児童生徒からの提案や意見は大事にしたいというふうに考えております。

次に、子供の村づくりへの参加機会をどのような形でつくっていくのかというご質問ですけれども、イベントスタッフや環境保全活動への参加を学校や地域を通じて呼びかけるなどを行っており、地域活動への参加機会については今後も積極的に声をかけていこうというふうに考えてございます。

以上でご質問にお答えさせていただきます。

○議長（岩井英明君） 再質問ありますか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） まず、1点目の質問、赤井川村訪問介護事業所のサービス提供体制について再質問したいと思います。

答弁書に従って再質問していきたいと思っております。まず、1点目の、今村外への通院介助を行うには2名のヘルパーが必要となり、小樽への通院介助は半日以上との時間と2名のヘルパーが必要となるというご答弁でしたが、ただ小規模、今デイサービスセンターの配置基準は2.5人となっていると思うのですが、それをもし満たしていないとすれば、次の質問の答弁の中では欠員のことも書いてありましたけれども、実際配置基準は何人必要で、現在の人員体制がどのようなものかについて改めて伺いたいと思っております。

次、2点目です。2つ目の答弁の中で村内送迎サービス、あと対応できなかった場合の

対応として赤井川村社協の送迎で対応していただき、極力利用者の希望に添えるように取り組んでおりますというご答弁でしたが、ということは社協さんへの送迎は村から依頼して対応していただいているのかということ、村として社協さんのサービスをそういった介護サービスが対応できない場合の補完的な制度ではないですけれども、補完的な位置づけとして村としてお願いしていると、そう理解してよろしいのかという点をちょっとお答えいただきたいと思います。

3点目は、今後の介護保険サービスの安定した提供のためにということで、アウトソーシングもその一つと考えておりますという答弁でしたが、現在、答弁の中にもありましたように、介護事業全体で人材不足、施設の不足等々、それにプラスしてコロナの影響でどんどん現場が厳しくなっている状況で、アウトソーシングというのもなかなか現実的ではないのかなという印象を持っております。その上で、次のページです。村として続ける場合、会計年度任用職員としての雇用をお考えというご答弁でしたが、ただ会計年度任用職員というのは言葉のとおり会計年度での年度ごとの採用ということになるので、とても安定した立場とは言い難い点、また待遇の面でも会計年度任用職員を何年続けたとしても大体大学卒の初任給とほとんど変わらないところで頭打ちという、そういう状況もあります。赤井川村でも大体そういう待遇になっているかと思えます。そうした待遇で果たして例えば資格を持って経験した方が来られるのか、そうお考えなのか、その点について村のほうの認識を確認したいと思います。きちんと専門職として働いていただけるような待遇を会計年度任用職員という制度で整えられるのか、その点について伺いたいと思います。

最後に、村の福祉の体制の抜本的な見直し、多機能な組織対応についてという点で、それぞれに役割がありというご回答でしたが、小規模な自治体ゆえにそれぞれの役割にそれぞれの組織というやり方では1つの役割で1人分の仕事というのになかなかかなりにくいという現状もあります。今の体制ですと、やはり利用者、対象者、住民の頭数が少ないところに組織ばかりが乱立しているような印象を持っておりますが、その点について今の体制が適正と考えるのかどうかいま一度伺いたいと思います。

その4点です。以上です。

○議長（岩井英明君） 神介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） それでは、私のほうからご回答させていただきます。

まず、1点目の訪問介護事業所の配置基準というお話ですが、訪問介護事業所の配置基準、議員がおっしゃられるとおり、2.5人という形になっております。今現在村のほうとして配置しているのがサービス提供責任者1名、あとパートタイムの会計年度任用職員1名、デイサービス、あとシルバーハウジングの職員なのですけれども、その2名を兼務という形で2.5以上という形で押さえて運営をしている状況でございます。

2点目の対応できない場合の赤井川村社協さんに対してというお話なのですけれども、実は今年12月に1件急遽ちょっと病院のほうに連れていかなければいけないという、朝の段階で連絡が入ったのですけれども、その対応がなかなか、当日は1名のみしか対応がで

きず、そのほかの家事援助の予定も入っていたということで、なかなか病院のほうに連れていくことが難しいということで、社協さんに1件お願いした経過があります。その他に関しては、村としてということで包括支援センターのほうから要支援者につきましては今現在赤井川村の訪問介護事業所の運営基準でいきますと、要支援者を通院でお送りすることができないということから、赤井川村社協にお願いしているということが現状でございます。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それ以外については私のほうからご説明させていただきます。

アウトソーシングという部分で、議員もご承知のとおり、村のほうでは指定管理というような形の中でデイサービスと訪問介護をできれば本年度からということで2年ぐらいかけていろいろと議会の中でもご審議いただいた中で、そう考えていたのですけれども、コロナの状況で今年度はできないというような状況で、では次年度以降どうなのだということが、外部に出すということ可能なかというようなところだと思うのですけれども、今コロナが落ち着かない限りはなかなか難しいかなとは思いつつ、年内と年明けにそういった事業者にちょっと確認をさせていただいて、3月の議会までにはきちんと来年以降のことはお答えできるような情報収集して、その見込みを立てて、3月の議会のほうにお話をできればなというふうに今準備をさせていただいております。そういった形の中で村の中でなかなか人を探したりだとか専門的という部分については外部にお願いしていくということが先決になっていくかなというふうに思うのですけれども、状況が状況なので、すぐできないにしても、考え方としてはそれをやっぱり進めていきたいというふうな考えであります。

あと、それまでの間というふうな考え方にもなるのですけれども、では職員をどういうふうに雇用していくのだというようなところで、ここについてはるご意見はあるでしょうけれども、会計年度任用職員というような雇用の中でそういったアウトソーシングに向けてはそれまでは正式採用するというような考え方で、あくまでも会計年度職員という形の中で進めていきたいというふうに考えてございます。

あと、体制についてですけれども、そんなにそれぞれのところで仕事量もないのではないかということなのですけれども、それぞれのところで仕事量がないというところで人手もないということなので、今の仕事に合ったような適正の中での人員配置ということにはなっているというふうには考えているのですけれども、そこが協力してやって、1足す1が2.5になったり3になったりということでの連携でお互いに補完しながらやっていくということがやっぱり僕としては理想かなというふうに考えていますので、そんなふうにご理解いただければなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） では、再々質問いたします。

アウトソーシングについて、それを前提にそれまで会計年度任用職員で対応という話なのですが、アウトソーシングを頭に置いている限りはきちんとした待遇でどなたかを職員に迎えるということは逆に言えないというお考えになるかと思えます。先ほどデイサービスの人員配置について説明ありましたが、そのサービス提供の責任者ですら会計年度任用職員、1年ごとに不安定な立場の方が担っているという状況、それが果たして適切なのかということとは本当よくよく考えていただきたいですし、そのような立場、責任あるポジションにはそのような不安定な待遇で人が来るか、きちんとした人材が採用できるかという、その辺も考えていただきたいと思えます。その上で、アウトソーシングは大前提であるということなのですが、以前もお聞きしましたが、何年か前のコンサルの分析でも赤井川のデイサービスの規模ですとスケールメリットも働かないし、このまま直営でいくのが妥当でないかという、そんな結果も出ている中、アウトソーシングがでは一番の解決法なのだと考える村長のお考えをもう一度お聞きしたいと思えます。単純に外に出すだけで、例えば今だと消費税は10%かかる、あと営利企業でしたらそれプラス営利分、18%ほど見るのか、それは分からないですけれども、いわゆるもうけ分を上乗せして考えるなら、ほとんど人件費という事業の中で果たしてアウトソーシングという選択が本当に赤井川のデイサービスの規模にとって最適な方法なのか、安定した介護サービスの供給のために。そのことについていま一度村長に伺いたいと思えます。

もう一点、一番最後の福祉の体制の部分について、連携を進めていくのが一番大事ではないかというお答えでしたので、今の連携状況、福祉分野の各部門、組織の連携状況を村長はどのように把握し、どのように評価されているか、2点についてお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） デイサービス、訪問介護、今直営でやっている部分についての雇用の体制という部分については、何度も言うのですけれども、会計年度職員という格好の中でかなり他の民間の介護関係の部分の職員の待遇というふうにも考えてもそう見劣りはしないような改善はされているのかなというふうにもまずは思っております。それも含めて、ではそういった中で本当にアウトソーシングという考え方ができるのかということ、なぜそう思うのだということなのですけれども、いずれにしても大きな枠の中で人材を確保していくということは、うちのような直営でやっている中で人を募集してもなかなか来てくれるという状況にない。それは、待遇だけによらず、この地域までの通勤だとか、そういった部分の中でよそからもなかなか来てくれない、村内からもそういった希望者も出てこないという中で、そういった専門にやる、専門に運営をしているような機関にきちんと外注をする中で、そこで人員を確保してもらいたいというのがそもそもの専門的にサービスを提供したり、人員を確保していくというのが考え方の根本にあるものですから、そういった考え方で今後もやっぱり進めていきたいなど。今現状の中で村が直営でやっているよりはやはり人をきちんと配置しやすいだろうというふうな考えの下でアウトソーシングという考え方を、私が村長になって以降もそういった考え方で進めてきているというふう

ご理解いただきたいというふうに思います。

それと、連携、どのように把握しているかというようなことですが、今介護保険課が中心となって社協、包括、あと関係機関、生活支援体制整備のほうの相談受ける方々とかということで、定期的にいろいろ問題、課題、役割分担を出しながら協議、調整をして、連携、ケア会議という形でやったり、連絡調整会議という形でやったりということで、その都度私のほうでも報告を受けておりますので、その報告を見る限りはまだまだいろんな形の中で連携というか、意見調整をしていかなければならない、役割分担の調整をしていかなければならないというふうには思いますけれども、スタートして2年目ぐらいですが、何とか周りの意見調整も進めながら少しずつ前向きになって、役割分担もできてきているのかなというように評価しております。ただ、まだまだこれから取り組んでいかなければならないこともたくさんあるし、地域住民の方にもご理解、ご協力をそういった場面でいただかなければならないというふうな認識を持っておりますので、今後においてもこういった定期的な意思疎通の会議をきちんと行いながら連携を強めていってほしいということで、担当のほうには指示をしております。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 2点目の質問、子供の村づくりの参画についての再質問いたします。

子どもの権利条約については、理念的なもの定めたので、これをしなさいというものではありません、当然。そして、そういう国際条約、どれもそうですが、やはりそれを実効性を担保するのは各国、批准している国が国内法を整備したり、制度設計したり、そういうことで実効性を持つものになっていくものなので、そういう立場として赤井川村という自治体ではどうお考えになりますかという質問でした。村の考えを伺っております。その上で、お答えの中でアンケート調査、また小中学校の単元中での意見集約、また地域の活動参加機会ということで、それらについては大変有意義なことだと思いますし、小規模な自治体で子供の数少ないこともあって、どの子にも光が当たるって変ですが、やはり発言の機会も多くなりますし、人の顔も見えやすいということで、そういう点では赤井川村は小さいながらのメリットを生かした取組がされているなど感じております。ただ、質問したかったのは学習の場でのことではなくて、ほかの自治体の例も挙げましたけれども、実際に実践として子供が村づくりへの意見を述べたり、やり取りをする場、政策反映していくためにどういう場を設定していかれるお考えかという質問でしたので、学習の場は多いにこしたことはないですし、ふだんの生活の中で参加機会があるといえばそのとおりなのですが、仕組みとしてきちんと意見を言う場というのがやはり設定されているのとされていないのでは大きな違いが出てくると思いますので、その辺を馬場村長はどのようにお考えになるかという質問でした。いま一度ご答弁お願いいたします。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長(馬場 希君) ご質問の内容としては村はというふうを考えるかということで、こういった回答したつもりでいるのですけれども、今再質問の中ででは学校教育以外のところでどうかというお話ですけれども、私としてはイベント的に単発的にそういったものを子供たちの、例えば村のほうから議会体験みたいな、子供議会みたいなのをやるとかなんとかということは考え方は持っておりません。あくまでも子供たちの成熟度に応じた、例えば小学校6年生の中での2学期ぐらいの中で議会とかという単元が出てくるのですけれども、そういったところでやっぱりきちんと学校のほうで学習をした中で見学に来るだとかなんとかということは前にもありましたし、そういった教育の場できちんと模擬的なものを学校の中でやる中で、次の段階として実際にやっているところ見に来るだとか、意見を言う場としては今やっているようなアンケート取るだとか、学校の中でやっている意見集約のものを参考にしてくださいとかという考え方で、何か特別イベント的にそういったものをやるということは逆に子供たちの負担にもなるので、きちんと学校の単元の中で学習をしていってもらって、権利と義務だとか、そういったこともきちんと学習した上でこういった主権者教育というもの、発言のする場面だとかというようなことを学習していただければなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長(岩井英明君) 能登ゆう君。

○4番(能登ゆう君) 再々質問で、最後です。

子供が受け身ではなくて、村が聞きたいことを子供に聞く、聴取という言葉が出てきますけれども、村が聞きたいことを聞くのではなくて、子供のほうから発言する場というイメージなのですけれども、それはなかなか学校教育の中では難しいのかなと思いますし、馬場村長としてはそういう場を設けるお考えないというお考えということで理解してよろしいでしょうか。

○議長(岩井英明君) はい、村長。

○村長(馬場 希君) 村から聞くということもそうですし、学校教育という中で、要するにそういう単元の中でやるという場合には、直接役場の仕事のことだとか村での政策のことだとかということは小学校でも、特に中学校なんかは総合学習の中で役場のほうに向いて、我々に質問をしたりだとかなんとかということで意見をまとめて、その後のまとめた中身についてはまた発表なり、提言が我々にされるということがありますので、そういったことを活用しているというふうに先ほどお答えしたつもりだったのですけれども、ですからあえてそのことだけで私のほうでこういう場面、みんな集めて、意見を言ってくださいとかというようなことをやるつもりはございません。

○議長(岩井英明君) 能登ゆう君の一般質問を終了いたします。

ここで20分まで休憩いたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時19分 再開

○議長（岩井英明君） 会議を再開いたします。

続きまして、辻康君。

○3番（辻 康君） 村政の見える化ということについて村長にご質問したいと思いません。

早いもので、村長も我々議会も村民の皆さんの審判を受けて1年半がたちました。お互い改めて有権者に何を約束したのか、そして約束はどこまで達成されたのか、なし得ていないこと、また道半ばであれば残された任期に向かって何をすべきなのかを考えるとときと思います。

そこで、改めて村長についてご質問いたしますが、村長は就任時、政策の企画や実施過程をより明確に公表すると述べておりました。改めてお伺いします。なぜ見える化が必要なのか、そしてまた具体的にどのようなものを目指しているのか、そして現時点で村長が考える村政の見える化についてなし得たこと、また村長の考える目標に対して達成具合を聞きたいと思えます。

関連して、今私ども赤井川村も令和3年度に向け予算編成の最中と思えます。後志管内でも予算の編成方針、首長の指示事項を示す職員に対する予算編成説明会を公開する自治体もありますが、そういったシステムに対して村長の考えを聞きたいと思えます。

また、本年度、もう時期的には遅いと思えますけれども、できる範囲でこの令和3年度の予算編成の過程を村民に対して公開するお考えはないかお伺いしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、辻議員のご質問にお答えさせていただきます。

村政の見える化についてでございます。なぜ見える化が必要なのかというご質問ですけれども、官民間わず社会全体に情報の透明化、説明責任が求められている背景の中、個人情報保護を考慮しながらも、村にも情報公開条例がある以上、求められる情報についてはルールに基づき公開することが当たり前という考えを行政側が持たなければならないと考えたためであります。では、具体的にどのようなものを目指しているのかというご質問ですけれども、施策の目的や決定経過を文書に残し、情報公開条例に基づき全て公開できるようにすることと考えています。つまり同条例にも既定されている村民が必要とする情報の把握に努め、村政に対する正確で分かりやすい情報を村民が容易に利用できるような情報提供施策の拡充に努めるということでもあります。先日ご承認いただいた令和元年度の決算についても、広報などで分かりやすく公表するよう指示しているところでございます。

次に、村長がなし得たこと、目標とする達成具合はというご質問ですけれども、職員の情報公開をすることを前提に業務処理を行うという私の考え方については、少しずつ浸透してきたと感じています。あわせて、文書規定の見直しも行い、役場内で統一した対応が

取れるように取り組んでおります。達成具合については、自分自身の意識改革も含め道半ばという感じを持っております。

最後に、予算編成説明会の開催や公開、本年度予算編成過程を公開する予定はないかというご質問ですけれども、管内ではニセコ町がご質問のような取組をしていることを承知しております。私としては全村民を対象とした説明会や中間報告会を開催する考えは持っておりませんが、村民を代表する議員の皆さんには予算編成最終取りまとめ前となる1月下旬から2月上旬をめどに予算概要についてご説明する機会を設ける必要性については感じておりましたので、今後実施の有無を含め調整をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 辻議員。

○3番（辻 康君） 改めてご質問させていただきますけれども、ご答弁の中に求められた情報だとか、それから、出ているわけですけれども、私が考えるに村長の就任時のご決意というのは明確に公表する、積極的に公表するという意味でなかるうかと思っていたわけですけれども、この答弁見て、答弁を考えるに求められる情報についてはルールに基づきだとか、文書に残し、公開条例に基づきであるとか、公開できるようにだとか、そういう表現が多くて、村民なり有権者の求めるものを先取りして取ると、そういう意欲に、姿勢に欠けているのではないかと思います。その点についてを聞きたいのと、それからどのようなものを目指しているかという質問の中で、ご答弁で村政に対する正確で分かりやすい情報を村民が容易に利用できるよう情報提供の拡充に努めるというご返答がありましたけれども、これ具体的にはどういうものを指すのか、それお示しいただきたいと思えます。

村長のご答弁の中に自分自身の意識改革も含めということもありましたけれども、誠に僭越でございますけれども、改めて積極的に意識改革を進めて、求められるものでなくて、求められるものだけでなく、こちらから積極的に公開する姿勢、そういうものが必要でないかと思えますので、その点も含めてご答弁願いたいと思えます。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 基本個人情報だとか何か以外に関して、特に個人を特定したりとか財産だとか、そういう部分に関する、生命、財産に関わるようなこと以外については公表していくというようなことは基本であるというふうに考えています。ただ、積極的に公表していくという、では積極的ってどういうことかという、前もお話はしていると思うのですけれども、ホームページを早く直したいというか、直したい希望はさらさらなのですけれども、やっぱり先立つものがないので、どうしても後回しになっているということがございます。そういった情報を発信していくツールをやっぱりきちんと整備をしていくというのがこの情報提供の施策の拡充の一つに入るかなというふうに考えております。ただ、先ほど申したように、お金のかかる話なので、道半ばというのはそういった意味も含

めてまだなかなか前に進めていないという部分がございます。

また、職員の、私も職員だったので、なかなか情報公開条例ができて、ここ最近はどうでもないですけども、最初できてから何年間はほとんど情報公開の手続をする方もいなかったし、あまりそういうことを意識していなかったというのが実態です。ただ、これだけ説明責任だの情報公開という部分が世の中の当たり前ようになってくると、それに対応した仕事の仕方、役所の仕事の流れ、文書をきちんと保存しておくという決まり、そういうことをきちんと整備をした中で対応していなければならぬというのが要するに村政の見える化につながるのだらうというふうを考えながら今仕事をさせてもらっておりますので、積極的にどんどん何でもかんでも出していけばいいというふうには考えてはおりませんが、なるべくそういった情報について少しでも多く流していけるようなことは今後もやっぱり引き続き考えていきたいというふうには考えてございます。ただ、辻議員が思われるように、最初ぶち上げたときには何でも出してくれるようなこと言っていたのではないかなというふうなことでのご意見でしたけれども、僕としては前よりは出しているのだらうなというふうには自分自身では考えておりますので、私自身としても情報発信をなるべく問題にならないような格好で出していつているつもりですし、今後もそういったことには取り組んでいきたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 辻康君。

○3番（辻 康君） 情報公開条例というお話がありましたけれども、それに携わる、あるいはいわゆる個人情報だとか、そういうことでなくて、村長がしなくても政策の例えば実行過程であるとか、そういうものはやっぱり皆様に分かるように、それは求められるものでなくて、公開していくべきものだと思います。

それから、ご答弁にありましたように、ニセコの事例なんかありますけれども、他町村、すばらしいことだと思いますけれども、改めて自分の身で考えても、ニセコ町さんを引き合いに出して恐縮でございますが、あれと同じことを例えばうちの村でやりなさいといってもそれはまたいろんなマンパワーであるとか、そういうもので形式的であるけれども、難しいなど、そういう気がしていますけれども、その中で一番最後の質問で予算についてご説明させていただきましたけれども、また例えば予算の編成、どういうふうな過程で予算が組み上がるのだよとか、それから予算の決定過程で例えばどのような会議のシステムがあって、予算が出来上がります、そういう基本的なことについてやっぱり村民に対して説明する必要があるかと思えます。いわゆる決算状況についても報告させていただきたいというような答弁もありましたけれども、これなんか当然のことで、改めてこの議会で説明していただくほどのことではないと思えます。

以上について再質問させていただきます。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 貴重なご意見として伺わせていただきます。

○議長（岩井英明君） それでは、辻康君の一般質問を終了いたします。

続きまして、湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） よろしく願いいたします。本日は、赤井川村小中学校における情報モラル教育について教育長にお尋ねをしたいと思います。

近年情報技術の発展に伴い、様々な電子機器が普及し、誰もが容易にインターネットを利用できるようになり、普及率も推定人口の8割を超えたとの報告がある中、学校教育現場においてもICTと言われる情報通信技術を活用した教育が導入、実用化され、児童生徒にとっても欠かすことのできない機器となっており、生活場面においても画期的な利便性が発揮されていますが、その一方でインターネットを介したトラブル被害や事件が後を絶たない現状でもあります。学校教育現場においてもインターネットを媒介としたトラブルが増加し、中でもネット上のいじめという新しい形のいじめ問題が深刻化している状況です。いじめの態様総認知件数に占めるインターネット上のいじめの割合は、文部科学省による平成28年度の調査によると小学校では1.1%、中学校では8.8%と決して高いものではありませんが、26年度から毎年1,000件ほど増加傾向にあり、この深刻な事態の改善のため情報モラル教育の充実が喫緊の課題になっているのではないのでしょうか。情報モラル教育の中には、子供同士のいじめについてのことだけではなく、悪質なネットトラブルの被害者になることから児童生徒を守ることを目的としたものが含まれることは言うまでもありません。そこで、赤井川村の小中学校におけるインターネット上のいじめの認知件数と情報モラル教育の実施状況、さらにはインターネットを正しく使いこなす能力というネットリテラシーを高める授業が行われているのか等についてお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） ご質問ありがとうございます。情報モラル教育についてお答えいたします。

情報モラル教育は、今日非常に情報化社会ということで重要になってはきている中で、携帯電話やスマホ、SNSが非常に普及しまして、それに伴う犯罪等、陰の部分に非常に対応しなければならない状況が出てくるということから、それらに対応した適正な考え方や態度を身につけるということが必要になってきているということから、情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度としてこれらを身につけさせることとしているものでありまして、これは学習指導要領にも位置づけられているものでございます。本村におきましても本年度教育行政執行方針の重点課題としてICT教育推進を位置づけまして、GIGAスクール構想と併せて各校の高速Wi-Fi環境整備、1人1台のタブレット端末の整備を進め、これから具体の活用に入っていくところですが、情報モラル教育は今後ますます重要になっていくものと考えているところです。

さて、ご質問についてでございますが、本村におけるいじめの認知件数については過去5年間について小学校で23件、中学校で5件でしたが、このうち小学校でネットに関わるものが1件として記録に残っております。聞き取りでは、SNSのトラブルでありまし

て、小学校では同様に昨年、いじめということではないのですが、SNS上のトラブルが1件、中学校でもこれも同様に上がっているということで報告されています。これらのおおむね書き込み内容による、書かれた側が悪口を言われているということで不快感を感じたというものであるというふうに報告を受けてございます。また、いじめではありませんが、ユーチューブで個人情報を保護者アカウントでアップするという事例が今年度小学校で1件起きてございます。お尋ねの情報モラル教育の実施状況につきましては、小学校については5、6年生になりますが、外部講師を招聘した教室を、これは薬物乱用防止教室と隔年交互で、赤井川小、都小、合同になりますが、実施してございます。中学校では、今年度ちょっとコロナの関係で中止となってございますけれども、例年保護者を対象とした警察による講演、講話を毎年実施してございます。小学校は、今年度ネットトラブル教室、教育といいましょうか、この実施年度では今年はなかったのですが、今回コロナによる臨時休校等で長時間利用の問題ですとか、今後のタブレットの持ち帰りに関わるトラブル回避のために3年生以上で実施を計画してございまして、ソフトバンクへ講師を依頼しているところです。また、ネットトラブル未然防止のため北海道教育委員会とこれ文科のICTサポート会社というふうに指定されているピットクルー株式会社が作成しています啓発資料を活用、配付して、随時指導を行っているところでございます。

次に、ネットリテラシーの育成に関わってでございますが、コンピューターやインターネットの活用能力の育成、さらにはパソコン、スマートフォン、ウェアラブル端末などの適切な利用、それからネットワーク接続なども含めた総合的なIT情報の活用能力の育成を小学校では総合的な学習の時間や中学校ではさらにこれに加えて技術科を加えまして、教科領域を中核としながら教科横断的に指導を進めているところでございます。また、小中学校ともに道徳で豊かな心の育成の観点からこれに関連する指導を行っているところでございます。これらは、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を養うものであり、具体的に言いますと知恵を磨く領域と心を磨く領域、この2つを総合的に指導する必要があるということで行っているものであります。また、本質問に関連する取組の状況としまして、今回のICT環境の整備に伴いまして携帯電話の取扱い及び情報モラルの推進等に係る基本的な指導方針を本年9月に教育指導決定という形で定めまして、各学校長にいじめ防止対策推進法及びいじめ防止等のための基本的な方針並びに赤井川村子どものいじめ防止に関する条例及び赤井川村いじめ防止基本方針等を踏まえ、ネット上のいじめを含むいじめ等に対する取組のさらなる徹底を進めていくことを通知したところであり、また学校タブレットの家庭活用ガイドラインとクラウドサービスに係るアカウント取扱い要領を定めるとともに、児童生徒用にタブレットの活用ルールと約束を学校用と家庭用、小学校では低中高の3種類に分けています。合計6種類、それから中学校では1種類を定めまして、各学校にこれを配付しまして、指導の徹底を促したところであり、現在学校はこれらに従いまして指導の徹底を進めているということ、その最中であるということをお申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再質問ありませんか。

湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） ご丁寧な答弁、ありがとうございます。

今回こういった質問する、なぜしたのかといいますと、実は指導要領、平成20年、21年のときに初めて情報モラルを身につけという文言が出てきて、明記されたわけです。次に、29年、30年の今回の改訂指導要領の中ではそういった文言が消えていまして、重要事項の中で、先ほどの21のときは重要事項の中に情報の活用、情報モラルなどの情報教育を充実というのが、そういう文言があったのですけれども、このたびの改訂ではそういった文言が消えて、その他の重要事項という中では情報モラル教育ではなく、情報教育というのがプログラミング教育を含むという形で出てきて、情報教育についての後退を感じてしまうのです。村の教育行政執行の中にも昨年まではそういう文言があったと思うのです、豊かな心という中で。それが消えたりして、何か情報モラル教育について文言からいくと後退しているのではないかという、そういう懸念があるのです。今お聞きした中ではいろんな対策を講じているということでもありますけれども、その辺のところはどうですか。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） ありがとうございます。おっしゃるとおり、このインターネット、情報モラルという表現が全面に来ていたこれまでから、今議員おっしゃったように、リテラシーというような包括的な概念の中で様々な犯罪から守ることや、それからいろんな、本人が犯罪者にならないこと、それから様々なトラブルに巻き込まれないことを含めたそういう情報の適正な活用の仕方を技術的な面と、それから心の面と両方合わせて総合的に、さらに言えば学校の教育課程全体の中で教科横断的に行っていきましょうという形に変わってきて、これについてはウエートとしてはむしろさらに大きくなっているというような捉え方でございます。今現在本村の学校についてもこれまでの対処的な、情動的なものからさらに総合的な今のようなネットリテラシーというような観点で全体計画を考えながら進めていくというような、そんなことで今現在進めているところでございます。おっしゃるとおりの今後の在り方で、決してそこところはますます大事になっているというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） それで、文部科学省では、2018年版、2019年版の児童生徒向け啓発資料では小中学生も1か所、それから高校生用ということで2つ版に分けて出しているわけです、啓発資料。2020年度版では、それに加えて小学校低学年用ということで啓発資料が出されているわけです。今お聞きした中では、低学年への指導というか、その辺がまだ入っていないような気がするのですけれども、その辺は今後どうなさるのでしょうか。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） 先ほどちょっと申し上げました約束等も、こちらのほうで定めたやつの中にも低学年用のものも定めていまして、一つは家でタブレットを使うときの決まりと約束、3つの決まりと約束という形のもの、それから学校でインターネット、タブレット等、子供たちには一人一人1台ずつタブレットが配られるわけですが、具体的に言いますとタブレット活用のルールと3つの約束という形で配られまして、子供たち、低学年では生活の学習の時間を主にしながら、ほかの教科的などころも含めてタブレットを具体の学習の中でもう既に使い始めるような形になっています。それに併せて今言われるようなルールですとか、これに関連するトラブル等について指導をしていっています。発達段階に応じまして学習をしているところですが、先ほど申し上げた5、6年生でのインターネットモラル教室については例えば性犯罪ですとか、それから薬物等の犯罪等などのちょっと具体のイメージでここでは学習するものなのですけれども、低、中学年についてはそこまで具体は触れないで、約束を守ってやりましょうね、例えば家以外では使わないようにしましょうね、寝る30分前には使いませんか、それからインターネットに写真や動画は出しません、あるいは保存しませんとか、こういうような簡単な形から徐々に発達段階に応じてというような形で作って、今それに、ルールに従ってやっているところでございます。

○議長（岩井英明君） 湯澤幸敏君の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、審査終了までの間、散会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員会審査終了までの間、散会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（岩井英明君） これにて散会いたします。

（午後 2時47分散会）

(午後 4時26分開議)

◎開議宣告

- 議長（岩井英明君） ただいまの出席議員数は8名です。
定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

◎日程の追加

- 議長（岩井英明君） 予算特別委員会委員長より委員長報告書が提出されております。
この際、これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として一括議題といた
したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。
よって、追加日程第1から追加日程第5、予算特別委員会委員長報告を一括議題とする
ことに決定いたしました。

◎追加日程第1ないし追加日程第5 予算特別委員会委員長報告

- 議長（岩井英明君） 次に、追加日程第1から追加日程第5、予算特別委員会委員長報
告を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

川人予算特別委員会委員長。

- 予算特別委員会委員長（川人孝則君） 予算特別委員会審査結果報告。

本委員会に付託された議案第60号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第8号）、議
案第61号 令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第62号
令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第63号 令和2年度赤
井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第64号 令和2年度赤
井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について審査の結果、いずれも原案のと
おり可決するべきものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

- 議長（岩井英明君） 委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対
する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

川人委員長、自席へお戻りください。

討論についても省略いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第60号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算（第8号）は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第61号 令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第61号 令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第62号 令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第62号 令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第63号 令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第63号 令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第64号 令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第64号 令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

総務開発常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書がそれぞれ提出されております。

この際、これらを日程に追加し、追加日程第6から追加日程第7として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第6、総務開発常任委員会委員長申出及び追加日程第7、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第6 総務開発常任委員会委員長申出

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第6、総務開発常任委員会委員長申出を議題といたします。

総務開発常任委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました特定事件について、閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎追加日程第7 議会運営委員会委員長申出

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第7、議会運営委員会委員長申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました特定事件につ

いて、閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長(岩井英明君) お諮りいたします。

以上をもって本定例会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、令和2年第4回赤井川村議会定例会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(岩井英明君) これで本日の会議を閉じます。

令和2年第4回赤井川村議会定例会を閉会いたします。

(午後 4時34分閉会)